

CLAIR REPORT No. 392

シンガポールにおける外国人受入施策

Clair Report No.392 (Dec 20, 2013)
(財)自治体国際化協会 シンガポール事務所



財団法人自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政にかかわる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご意見等賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

目 次

はじめに

概要

第1章 シンガポール共和国の成り立ち-----	1
第1節 人口構成-----	1
第2節 多民族多宗教国家-----	2
第2章 シンガポールの外国人受入施策-----	5
第1節 外国人を受け入れる背景-----	5
第2節 外国人受入施策の概要-----	6
1 制度全体の構造-----	6
2 熟練労働者向けの政策-----	9
(1) 雇用許可-----	9
(2) 個人就労許可-----	9
(3) アントレパス（起業家パス）-----	10
3 非熟練労働者向けの政策-----	10
(1) 熟練労働者とは異なるシステム-----	10
(2) S パス-----	11
(3) 労働許可（ワークパーミット）-----	11
4 帯同者及び長期滞在者の取扱い-----	14
5 非就労滞在者及び非正規就労滞在者の取扱い-----	14
6 永住権取得-----	15
7 新規国籍取得-----	16
第3章 外国人受入施策の今後-----	18
第1節 外国人受入施策への反発-----	18
1 2011年総選挙の結果から-----	18
2 国民生活に及ぼしてきた影響-----	18
第2節 政府の対応-----	20
第3節 今後の着目点-----	23
参考文献およびウェブサイト一覧-----	26

資料1 S パスおよび労働許可の外国人雇用税の変遷

資料2 シンガポールの国籍取得申請書

資料3 シンガポールの永住権取得申請書

資料4 シンガポールと日本の国籍および永住権取得申請にかかる書類の一覧

はじめに

東京23区程度の広さの都市国家であり人材以外にめぼしい資源を持たないシンガポールでは、経済成長戦略の一環として、有能な外国人の受入を外資の誘致と一体で積極的に推進してきている。

また、経済発展の結果、建設業、家事労働やサービス業の分野でも特定の要件と厳格な管理のもと、多くの外国人労働者を受け入れてきた。建国の父リー・クワンユー元首相が「少子高齢化が進行する国家が外国人の移住を拒めば、経済ひいては国政の衰退につながる」と喝破しているように、国民所得が向上し急速な少子化が進む中であって、この国の発展には外国人の受入が不可欠であり、避けては通れない選択であるという考えは国全体に浸透していると思われる。

しかしながら、2011年の総選挙を機に、この状況にも変化が生じつつある。外国人の爆発的な増加と同時並行で進んだ住宅や自動車購入権をはじめとする物価高騰、公共交通機関の混雑は、「シンガポール人の職や所得が外国人に奪われているのではないか」という疑問とも相まって、国民の根強い不満となり、与党人民行動党後退の原因となった。これを受けて、政府は相次いで外国人就労者の抑制策を打ち出している。

一方、急速なペースで少子化が進む中、このまま外国人の受入を縮減していくことにより、これまでシンガポールが成長の原動力としてきた世界各地の高度人材やサービス業などで必要な労働力を確保できなくなれば、その活力を維持していくことが困難となるおそれもある。2013年1月に発表の人口白書では、総人口の伸び率は縮小するものの、国土計画の指針となる人口想定値は最大で690万人、外国人の割合は最大45%へと拡大する見込みとなっており、大きな波紋を呼んだことは記憶に新しい。これまで奇跡的ともいわれる経済成長を先導してきたシンガポール政府が今後いかにして国民の合意の下、効果的な外国人移民政策を導き出していくのかに注目したい。

本格的な少子高齢化社会を迎えた日本でも外国人の受入に係る議論は避けては通れない課題である。本稿は、多民族国家という成り立ちを持ち、移民受入先進国でもあるシンガポールの外国人受入施策の現状について、国民・世論の反応および政府の対応を交えて紹介するものである。地方自治体のみならず広く日本における今後の外国人受入施策の展開にとって参考になれば幸いである。

(財) 自治体国際化協会シンガポール事務所長

概要

本報告書は、アジアの外国人移民受入国家として知られるシンガポール共和国の外国人受入施策について調査し、報告するものである。少子高齢化が深刻な行政課題となっているわが国では、外国人移民の受入について、現在まで本格的な議論は進んでいない。一方、社会の少子高齢化が進んだシンガポール共和国では、外国人移民を積極的に受け入れることで、少子高齢化の問題に対応しようとしている。同じアジアの島国であり、少子高齢化という問題を抱えるシンガポール共和国における外国人受入のための制度やその施策が何をもたらしたかについて報告することで、現在、地方自治体が苦慮する外国人住民の受入に関する今後の議論の一助としたい。

第1章 シンガポール共和国の成り立ち

第1章では、まずシンガポール共和国の成り立ちから紹介する。シンガポール共和国は少子高齢化という課題に直面しているという点で日本と同じであるが、そもそも国の成り立ちにおいては日本と大幅に異なっている。歴史的には、イギリスの植民地として発展し、1965年にマレーシアから分離独立する形で建国したばかりの若い都市国家である。面積は東京23区をわずかに上回る程度で、人口は中華系74%、マレー系13%、インド系9%を中心に多様な民族で構成され、居住外国人の人口も多い。少子高齢化対策は日本とシンガポール共通の課題であり、この課題の解決に対するシンガポールのアプローチについて調査するため、まずはシンガポール共和国の成り立ちに言及したい。

第2章 シンガポールの外国人受入施策

シンガポール共和国の成り立ち、背景を理解したところで、同国の外国人受入施策に焦点を当てる。外国人受入施策は、子どものいる家庭に対する福祉施策と共に、同国の少子高齢化対策の両輪である。また、国土が狭く資源もないシンガポールでは、少子高齢化対策だけでなく、経済発展のためにも外国人受入施策を積極的に推進してきた。外国人就労者を受け入れるための体制を整えるため、外国人就労者のタイプに合わせてビザを設定し、柔軟に適用、対応している。特に高度熟練労働者を積極的に社会に受け入れるべく、規制緩和や手続きの簡素化にも力を入れた。永住権や国籍取得の手続きも、厳格に定められ、当該政府機関のウェブサイトにおいてわかりやすく説明されている。第2章では、これらシンガポール共和国の外国人受入に関する制度概要について報告する。

第3章 外国人受入施策の今後

外国人受入政策の推進により、1990年代から定住外国人の人口が大幅に増えたシンガポールにおいて、その影響、さらには国民がどのように反応しているかを報告する。

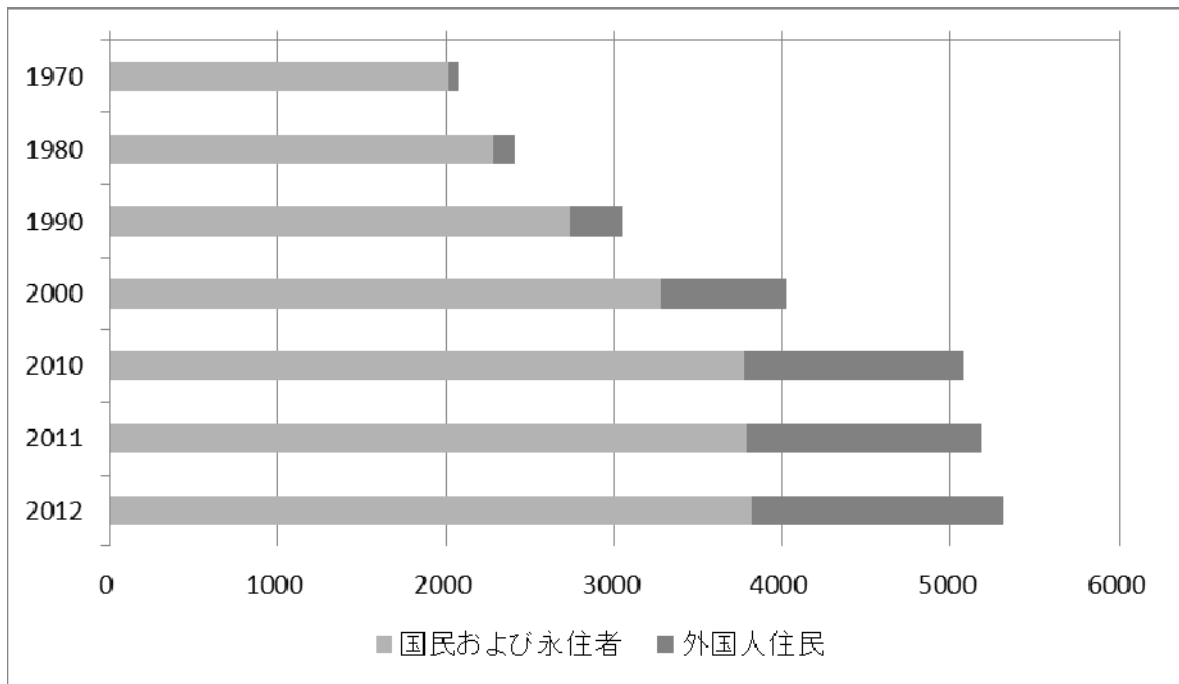
第1章 シンガポール共和国の成り立ち

第1節 人口構成

シンガポール共和国（以下、「シンガポール」とする。）は、1965年8月に当時のマレーシア連邦から独立してできた国家である。シンガポール統計局によれば、このとき、シンガポールの人口は189万人であった。47年後の2012年現在、シンガポール共和国の人口は531万人と発表された。わずか50年足らずの間に、この東京23区ほどの狭い島国の人口は3倍近くまで増加したのである。

図1はシンガポールの人口の推移である。1970年から、2010年まで10年ごと、その後は2011年、2012年発表の人口内訳を示している。これによれば、1990年代以降、外国人住民の数が急激に増加していることが見て取れる。2012年現在、外国人住民は約149万人となっている。これは、実に全人口のおよそ28%に及ぶ数値である。2000年の統計では外国人住民は約75万人であったので、わずか12年で実におよそ2倍にまで急増したこととなる。

図1 シンガポールの人口構成と推移（千人）



（出典）シンガポール統計局

シンガポール居住者（シンガポール国民及び永住者。以下同じ。）数値に着目したい。シンガポール国民のみの人口に着目すると、微増となっているものの、全体の人口の増加ぶりには到底及ばない。この若干の増加には、帰化及び医療の発達による長寿化が貢献している。2011年には、15,777人¹がシンガポール国籍を新たに取得しており、この数年は全人口の0.2%程度にも及ぶ。なお、同年、日本の国籍取得者は10,359人であり、人口全体の0.01%にも遠く及ばない²。

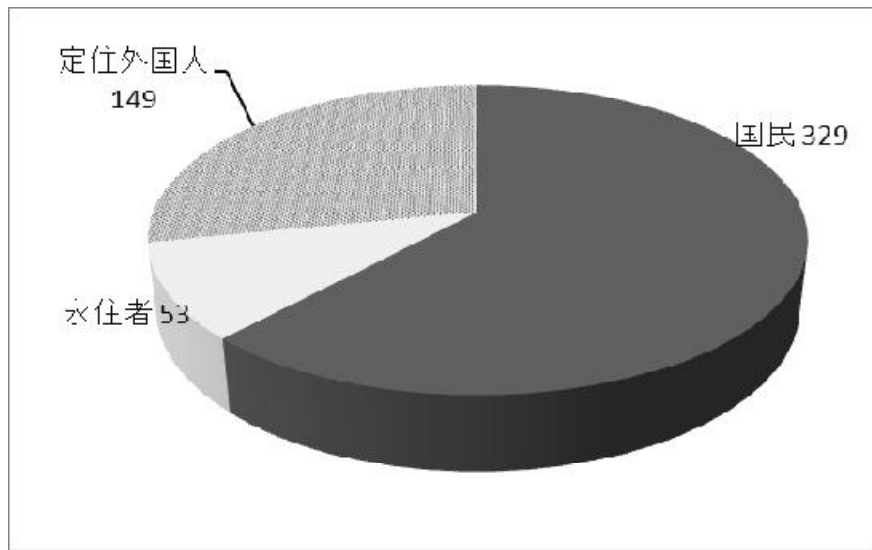
¹ シンガポール統計局 POPULATION IN BRIEF 2012

² 法務省ウェブサイト帰化許可申請者数等の推移 http://www.moj.go.jp/MINJI/toukei_t_minj03.html

さらに、シンガポール居住者のうち、永住権を持つ外国人（以下、「永住者」とする。）に着目すると、2012年の発表では53万人で、全人口531万人のうち約10%を占めている。永住者はあくまで外国人であり、シンガポールの選挙権を持たず、様々な福祉施策等においてもその待遇面で国民と区別される。通常、シンガポールの人口統計資料ではシンガポール国民と永住者をシンガポール居住者とし、同じくくりとして表記することが多いが、永住者を外国人として数えた場合、シンガポールは人口531万人中、実に約4割の202万人が外国人ということになる。この永住者も、2008年までは年々資格取得者が増加し、人口増加に寄与してきた。

シンガポールが現在も人口を増加させ続けているのは、ひとえに永住権の新規取得者、外国人によるものである。シンガポールの現在の人口構成が、外国人だけで全人口の約4割を占めるようになったのは、当然の帰結ともいえる。

図2 2012年発表のシンガポールの人口構成（万人）



（出典）シンガポール統計局

第2節 多民族多宗教国家

シンガポールの外国人受入政策について考える場合、同国が元来多民族多宗教国家であることに留意する必要がある。元々シンガポールは、マレー半島の小さな漁村であった。1819年、イギリスのスタンフォード・ラッフルズが上陸した際、島には120人のマレー人と30人の中国人が住んでいたのみとされる。当時のシンガポールは深い熱帯雨林に覆われており、元々人口の希薄な地域であったため、イギリスの植民地経営者は、マレー地域の経済を開発・維持していくためのマンパワーを地元のみで補うこ

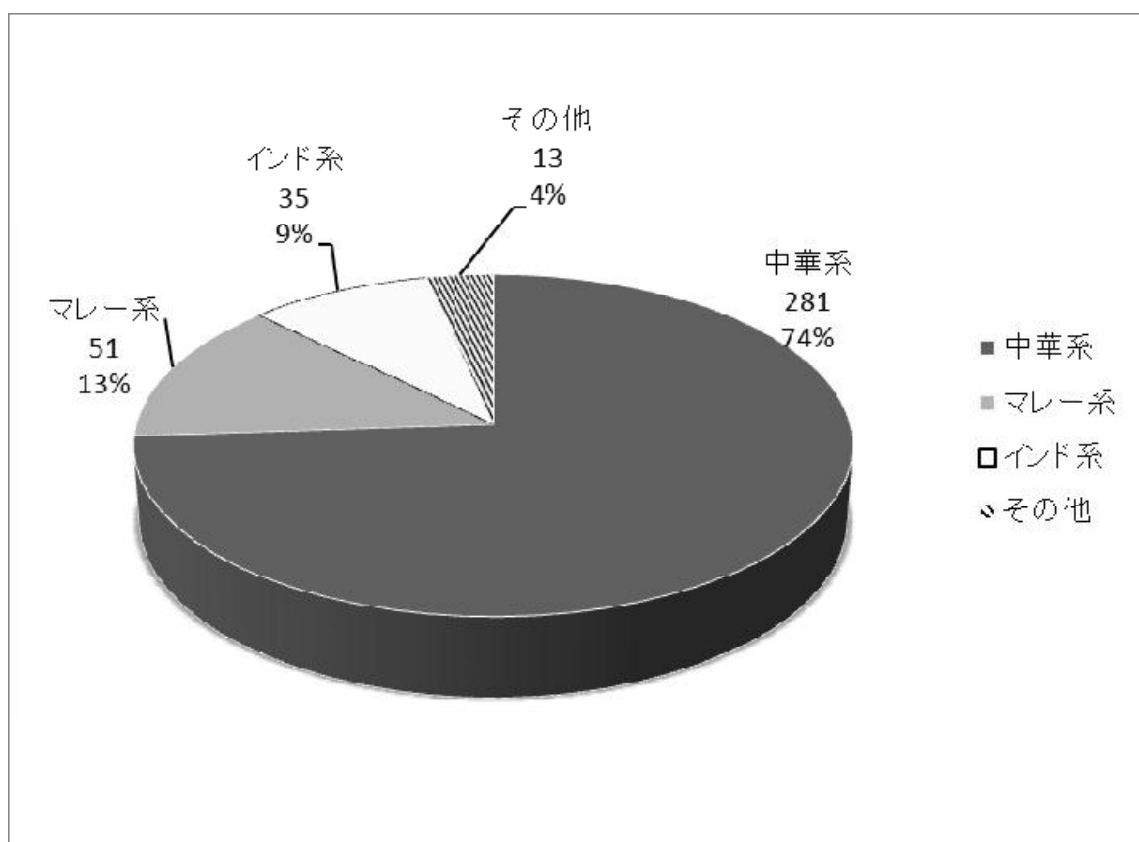
表1 シンガポールの建国まで

国家成立までの主な出来事	
1819年	スタンフォード・ラッフルズ上陸
1824年	英国がシンガポールの主権および領有権を取得
1942年	日本軍による占領
1945年	日本敗戦、英軍による軍政開始
1946年	軍政終了、英国の直轄植民地化
1959年	外交・国防以外の自治権を獲得し、自治州となる
1963年	マレーシア連邦結成、英国から独立
1965年	マレーシア連邦から分離し、シンガポール共和国建国
以後、現在に至るまで、人民行動党による一党独裁体制を継続。	

以後、現在に至るまで、人民行動党による一党独裁体制を継続。

とができず、外部から輸入していた。これらの労働力は、すでにイギリスの植民地であったインドだけでなく、半植民地化していた中国南部からも輸入され、1824年に初めて行われた人口調査の際、シンガポールの人口は1万683人まで増えていた。当初もっとも多かったマレー系は、1836年には増え続ける中華系に数で凌駕される。これ以後、中華系はシンガポール最大のエスニック・グループとなり、中華系移民の割合は1840年にはシンガポール人口の半分を占め、1871年には58%を占めるまで増加した。20世紀に入ると7割を超え、1921年には、全人口の75%を超えた。1947年の人口調査では、全人口のうち、中華系が78%、マレー系が12%、インド系が7%、ヨーロッパ系その他が3%という内訳であり、³現在のシンガポールの民族比率に近いものとなっている。

図3 2012年発表のシンガポールの民族ごとの人口（万人、%）



(出典) Yearbook of Statistics Singapore, 2012

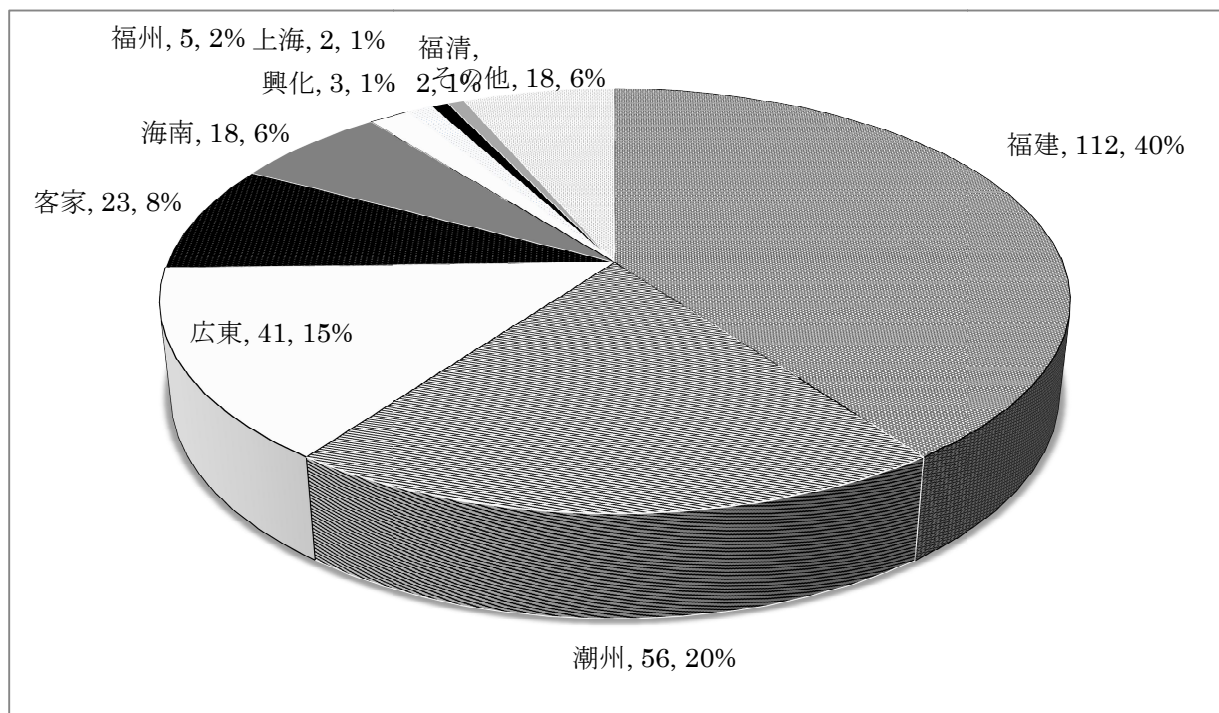
植民地支配が始まったばかりのシンガポールは死亡率が4%と高く、地域経済を維持するには、労働力を輸入し続ける必要があった。シンガポールが移民受入に制限を設けたのは、1930年、世界恐慌によってようやくその経済発展が停滞したときである。ここに至るまで、実に100年以上もの間、シンガポールは移民を受け入れる地であり続けた。このように、シンガポールは、地域経済の成り立ちそのものが移民の存在を前提としており、多様な民族が入り混じって国を支え続けてきた。

さらに各民族も出身地方によって言語や習慣は大きく異なる。

³ 綾部恒雄・石井米雄編 もっと知りたいシンガポール 第2版 弘文堂 1994年

例えば、一口に華人といっても出身地は福建、潮州、広東、客家、海南、福州、興化、上海、福清、その他に分別することができる。また、インド系移民も同様である。タミル系が圧倒的に多いとはいえ、インド西南のケララ州やマラバル海岸からのマラヤリー、スリランカ出身のセイロニーズ、北部インドからやってきたパンジャービもいた。パンジャービは言語系統がタミル語ともマラヤーラム語とも異なる。現代の国家区分で考えれば中華系、マレー系、インド系、その他と4分類でしかないが、その民族・文化構成はさらに多種多様である。さらにシンガポールでは、独立後は民族対立による内紛を避けるため、各民族の平等を国是としつつ、実力主義を徹底し、各民族の共通語ともなる英語を公用語とする2か国語政策がとられている。このように、ほぼ全国民が日本語を話し、共通の文化を有する日本と比較して、シンガポールでは、外国人受入のための素地が全く異なっているという点については留意する必要がある。シンガポールとしての国の成立前から多民族を内に抱えたこの国は、建国時から外国人移民施策に長け、多様な民族・文化が衝突することなく、相互に尊重し合えるよう力を注ぎ続けてきたのである。

図4 シンガポールの華人の祖先の出身地による分別（万人）



(出典) CENSUS OF POPULATION, 2010

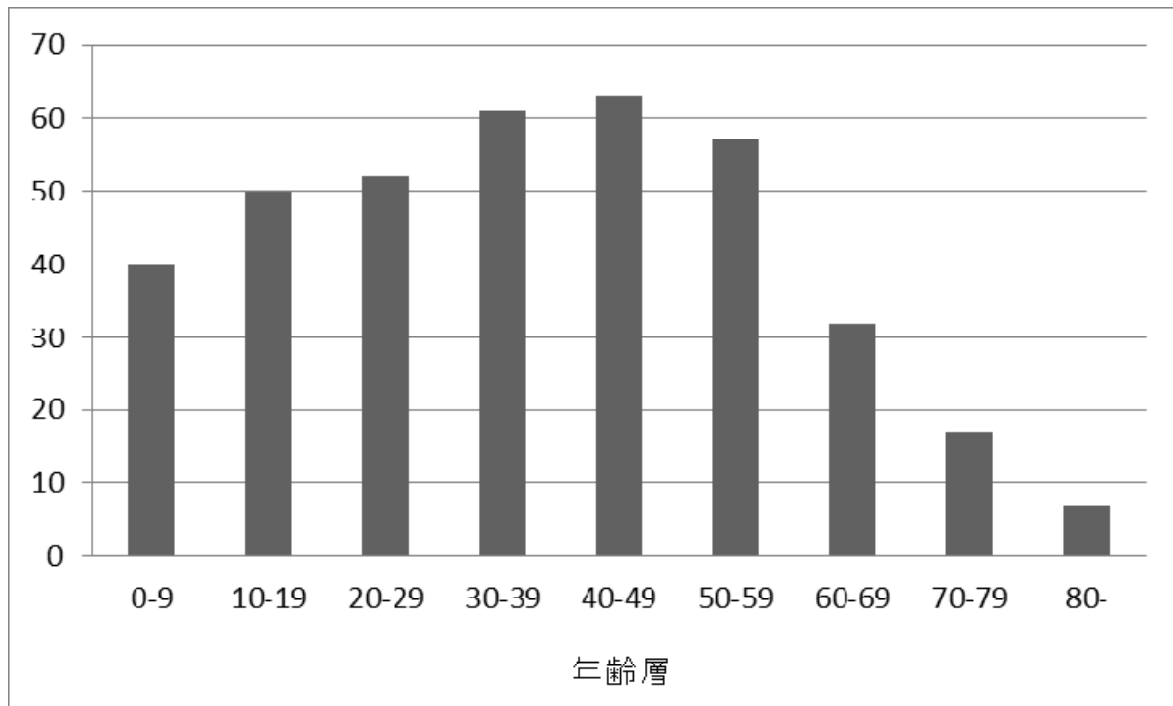
第2章 シンガポールの外国人受入施策

第1節 外国人を受け入れる背景

シンガポールは移民を受け入れながら建国以来大きな経済発展を遂げてきた国である。1人あたり名目GDPは、1989年には10,000USDを超え、2007年には日本を上回ってアジア首位の座に立っている。経済発展と共に医療水準も向上し、国民の平均寿命が延びる一方で、合計特殊出生率は低下し、少子高齢化が進行している。1965年の建国当時

4.66ポイントであった合計特殊出生率は、2012年現在、日本よりも低いわずか1.29ポイント⁴である。

図5 シンガポールの年齢層別人口（万人）



（出典）Yearbook of Statistics Singapore, 2012

建国当初、シンガポールの出生率は高い水準にあり、必然的に人口は増加傾向にあった。しかし、わずか東京23区ほどの国土のシンガポールで人口が無計画に増加していけば、住宅難を始めとする

様々な問題に直面する

表2 シンガポールの合計特殊出生率の推移

おそれがあつた。このため、現在から見る

年	1965	1970	1980	1990	2000	2010
出生率	4.00	3.07	1.82	1.83	1.60	1.15

（出典）Yearbook of Statistics Singapore, 2012

と意外にも、シンガポ

ール政府はシンガポールの出産に制限をかける方向へと政策を転換した時期があった。具体的には、1968年、雇用法において、出産前後の有給休暇は第三子出産時までしか認めないこととし、加えて1973年からは第二子出産時までしか認めないこととしたのである。この間、政府は1969年に中絶手術と不妊手術を合法化した。さらに、第三子以上については、出産すればするほど出産費用が割高となり、増税されることとなった。これらの政策は主に、いわゆる「貧乏人の子だくさん」を抑制する側面を持ち、経済的に余裕のある者は費用を負担して子を産んでも構わないと考えられていた。シンガポールは華人が多く、既婚女性は家庭を守るという儒教的観念が強かったが、この少子政策は、当時、共に推進されていた教育の普及及び女性憲章の存在と併せて女性の社会進出に大

⁴ シンガポール統計局ウェブサイト

大きく貢献したと言われている。⁵

その結果、統計上、シンガポールにおける出生率は、政府の狙い以上に大幅に低下した。しかし、「人材のみが唯一の資源」（リー・クワンユー初代首相）である小さな島国で、出生率が過度に低下してしまえば、その唯一の資源が枯渇してしまうことになる。このため、シンガポール政府は 1983 年 8 月に再度大幅な政策転換を行った。その政策は、「子どもは 2 人まで」と推奨していたところを、高学歴女性には出産を推奨し、低学歴女性には避妊を推奨するという極端なものであった。学歴による差別とも見られかねないこの政策は失敗に終わり、翌 1984 年の総選挙で、政権与党は支持率を 12.6% も下げた。結果として、この政策は一部を除き選挙の翌 1985 年 5 月に廃止された。

極端な政策が失敗に終わって 2 年後の 1987 年、シンガポール政府の人口政策は多産推奨に全面的に移行した。一層の少子高齢化が進行し、このままでは 2020 年には 60 歳以上の高齢者人口が全人口の 25% を占めることになるという予測に対応するためである。政府はかつての多産抑制施策を撤廃し、多産世帯への所得税の還元や、公共住宅における託児所の拡充など、多産をサポートするための政策を打ち出し、女性公務員に 3 人以上の出産を奨励した。しかしながら、表 2 に示したとおり、この政策も決して成功しているとはいえない。この 1987 年の政策転換以後、多産政策は現在まで継続されているが、出生率の低下には未だ歯止めがかかっておらず、出産支援策も拡充され続け、今に至っているのが現状である。

出生率低下に歯止めが利かない中、現状を放置しては、少子高齢化は進行していくばかりである。多産を推奨するかたわらで、シンガポールは、外国人を受け入れ続けてきた。人口維持に必要と言われる出生率の 2.00 ポイントを割った 1980 年から 30 年以上経ち、今も出生率は低下を続けている一方で、国策として外国人移民を受け入れた結果人口は増加し続け、経済も成長を続けている。

第 2 節外国人受入施策の概要

1 制度全体の構造

シンガポールは、外国人の受け入れを進めると同時に、そのために必要な規制や制度を整えてきた。例えば、政府は外国人労働者に対して外国人雇用税（Levy）を課しており、企業は外国人雇用 1 人あたりにつき、政府が指定するこの税金を雇用する人数分、毎月支払わなければならない。また、企業における外国人労働者の雇用割合も政府によって定められ、企業は政府が定めた割合を超えて外国人就労者を雇うことはできないようにしている。ビザの発給が許可されるか拒絶されるかも政府の判断によるもので、条件を満たしていても必ずしもビザが発給されるわけではない。これは、シンガポールにやってくるあらゆる就労希望者に共通するルールであり、特に非熟練労働者には厳しい規制がとられている。シンガポールへの滞在が許された外国人には長期滞在ビザが発給されるが、長期滞在ビザには就労者向け、学生向け、配偶者など労働者の家族（帯同者）向けのビザがある。就労者向けのビザは熟練労働者向け、非熟練労働者向けの大きく 2

⁵ 田村慶子著シンガポールの国家建設 明石書店 2000 年

つに分類される。主なビザの種類は下記のとおりである。

表3 シンガポールの主な外国人滞在ビザの種類

労働者向け	学生向け	扶養家族等向け	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・雇用許可 ・個人雇用許可 ・起業家パス ・Sパス ・労働許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキングホリデービザ※ ・インターンビザ※ ・留学生ビザ 	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養家族ビザ ・長期訪問ビザ 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術研修許可※ ・芸能労働許可※ ・その他の就労ビザ※

※印の滞在資格は1年未満の短期滞在資格

(出典) Ministry of Manpower Singapore ウェブサイト

就労者向けのビザのうち、熟練労働者向けには雇用許可（**Employment Pass**）、非熟練労働者向けには**Sパス（S Pass）**、労働許可（**Work Permit**）がある。それぞれ仕事の内容や給与額等によって分類され、シンガポール国内における待遇は大きく異なる。また、雇用許可や**Sパス**保有者が一定の条件の下、家族呼び寄せが可能で、外国人雇用税を課せられない等の特権を保有しているのに対し、労働許可の保有者は家族の呼び寄せは一切許可されない。そればかりでなく、雇用期間後のシンガポールへの不法滞在や、雇用期間中の逃亡を防止するため、日常生活面でも細かく規制され、住居移転の自由などは認められていないのが現状である。

この他、個人に向けて発行される個人雇用許可も用意されている。就労者向けのビザでは、通常雇用許可はシンガポールに在籍する企業に就労することで発行されるシステムであり、転職のたびにビザが発行されることとなるのが一般的であるが、個人雇用許可は雇用ありきではなく個人に対して発給されるビザであり、雇用先が変わればビザの再給付が必要なシンガポールにおいて、転職が可能となる貴重なビザである。また、起業家パス（**Entre Pass**）という起業家向けのビザもある。これ以外に、短期滞在ビザとして、ダンサーなどのパフォーマーに対して芸能労働許可が設置されている。また、ある特定の事業に携わる外国人に発給されるその他の就労ビザ（**Miscellaneous Work Pass**）が設定され、国際会議などの特定の事業に短期間で集中的に従事する目的で入国する外国人に適用される。

表4 シンガポールの長期滞在就労ビザ

	雇用許可	Sパス	労働許可
月収 (基本給)	S\$3,000以上	S\$2,000以上	規定なし
技能の程度	高度熟練労働者 専門職	中級レベルの 技術者	非熟練労働者 半熟練労働者
有効期間・ 更新の可否	2年、更新可能		
外国人雇用税	適用なし	適用あり	
雇用上限率	適用なし	適用あり	
保証金	適用なし		適用あり
家族の帯同	条件により 可能	一定の条件を 満たせば可能	不可

(出典) Ministry of Manpower Singapore ウェブサイト

就労者の家族など帯同者に対しては帯同者許可と長期滞在許可の制度が定められており、就労許可とSパスの場合、一定の条件の下にいずれかの資格において家族帯同が可能である。一方、条件を満たしていない場合、家族帯同は許可されない。帯同者は就労者本人との関係によって帯同許可または長期滞在許可を発給され、家族の雇用許可やSパスと同じ有効期間の滞在許可を受ける。

就労者、帯同者以外に、シンガポール国内で就学が決まっている場合には留学生用の滞在許可が下りる。他に、学生用のワーキングホリデー制度、インターン用就労許可、学生以外では技術研修生労働許可が存在し、いずれも短期滞在に限って制度が整えられている。

さて、現在のシンガポールの外国人受入方針は、1997年8月に発表された人材受入拡大策(Draw Foreign Talent)によるところが大きい。これには、自国の少ない人口による人材不足を補うために、今後、世界中からあらゆる分野において優れた人材を集め、国家発展に寄与する優秀な頭脳の育成・集積を図り、シンガポールの一層のコスモポリタン化を進めていくことが示されていた。もちろんシンガポールが移民によって成立した社会であること、イギリスの植民地であった頃から現在に至るまで、多様な文化を背景とした人々が行き来する国際都市国家であり続けたことが、こういった政策を可能にした背景にある。この人材受入拡大策により、シンガポール政府は入国管理の規制緩和、外国人向け情報センター(コンタクト・シンガポール)の設立、ビザの発行簡素化や、外国人専門職の就労分野の拡大、留学生枠の一層の拡大といった措置を実施した。なお、

本政策の目的はあくまで優秀な頭脳の育成・集積を図ることであり、熟練労働者をターゲットとしている。

また、定住外国人に対する制度に加え、永住権取得及びシンガポール国籍取得の制度が整備されており、熟練労働者は、要件を満たせば永住権の取得や、さらにその先のシンガポール国籍の取得が可能となる。

2 熟練労働者向けの政策

(1) 雇用許可

熟練労働者には主に就労許可が発給される。当該ビザは P1 パス、P2 パス、Q パスの 3 種類に分類され、月給や技術レベル、経験等によって分類されている。家族帯同の可否についても、これらビザの種類・月給の固定額によって判断される。就労許可の期限は 2 年で、申請により、延長が可能である。なお、Q パスでは、良質な教育機関（シンガポール政府の指定する大学）を卒業していることが条件として課せられている。

表 5 雇用許可の種類と月収条件および家族帯同に関するちがい

		P1	P2	Q
月収 (基本給)		S\$8,000以上	S\$4,500以上	S\$3,000以上
家族の帯同	配偶者 子	帯同可能		S\$4,000以上の 固定月収があれば 帯同可能
	両親	帯同可能	帯同不可	
	備考	義両親の帯同は 最新の改定により 不可となった	両親・義両親の 帯同は最新の 改定により 不可となった	家族の帯同に 関しては、 Sパス保有者と 同様の条件

(出典) Ministry of Manpower Singapore ウェブサイト

(2) 個人就労許可

シンガポールの就労許可は勤め先が決まって初めて申請できるシステムが基本である。しかし、それでは転職のたびにビザ変更の手続きが必要となる。こういった不便さを感じさせない制度も存在し、個人就労許可 (Personalised Employment Pass) は申請者個人に対して滞在許可が発給され、転職が可能なシンガポールでは珍しいタイプのビザである。有効期限は最長 3 年で、この間、6 か月までは求職中 (無職) の状態でシンガポールに滞在することが可能である。なお、家族の帯同に関する取り扱いは、就労許可のもっとも高いクラスの P1 パスに準ずる。

個人就労許可を申請するには就労許可よりも条件が厳しく、月額 12,000 シンガポールドル以上、年額 144,000 シンガポールドル以上の収入が求められる。なお、シンガポール国内

で、月額 18,000 シンガポールドル以上の収入を伴う就労がすでに決定している場合においては、シンガポール国外からでも申請が可能なこともある。

(3) アントレパス (起業家パス)

アントレパスはシンガポールで事業を始める実業家向けのビザである。その基準は厳格で、起業する事業は 50,000 シンガポールドル以上の資本金が必要で、これを証明するために、シンガポールを拠点とする銀行に同額以上の資本が預けられている必要がある。また、申請者は企業の 30%以上の株を保有していなければならない、会社登記後、6か月以上が経過していなければ申請できない。このため、審査は人材開発省ではなく、企業情報等を管轄する経済開発庁で行われる。マッサージやスパなど、当該ビザを申請できない業種も具体的に定められている。

3 非熟練労働者向けの政策

(1) 熟練労働者とは異なるシステム

非熟練労働者には、熟練労働者とは異なる様々な制限が課せられていることは先に述べたとおりである。熟練労働者の雇用には適用されない外国人雇用税、外国人雇用上限率だけでなく、ビザの種類によっては保証金制度が適用される。

外国人雇用税とは、外国人就労者を雇用する企業が外国人を 1人雇用するにあたり、政府に支払わなければならない税金である。金額は、ビザの種類、産業の分野、企業全体の労働力のうち、非熟練労働者が雇用されている割合等によって異なり、政府がこれを決定する。また、労働許可の場合には、当該就労者が従事する業種についての資格や専門知識を有しているかどうか、経験の有無などによって、技術者 (Skilled) と非技術者 (Unskilled) に分類され、これによっても金額が変わる。なお、分類の基準もシンガポール人材開発省によって厳密に定められている (表 8)。

シンガポールでは、企業は、全従業員数に対して、政府が定めた割合を超えて外国人労働者を雇えないこととなっている。政府が定めるこの割合のことを、雇用上限率という。この上限率も、外国人雇用税と同様に政府が滞在許可の種類、業種ごとに厳密に定め、企業に遵守させている。シンガポール政府はこの外国人就労者雇用税と外国人雇用上限率を政策的に上下させることによって、非熟練労働者の雇用を調整し、ひいては景気の調整を行っていると言われている。

保証金は、外国人就労者の雇い入れに際し、政府が企業に対して 1人あたりにつき定められた金額を一時的に預かるものである。企業には外国人就労者が逃亡したりしないよう管理する義務が課せられ、いざ雇用が終了したとき、外国人就労者がシンガポールを出国せず、逃亡などした場合には没収されることとなっている。逆に、企業側が外国人就労者を管理し、雇用契約が終了した後、適正に出国させれば返金されるものである。外国人就労者がマレーシア人の場合には、この保証金制度は適用されない。

なお、シンガポールは外国人就労者、特に非熟練労働者に対して厳しい規制を行っているが、雇用主である企業にも外国人就労者を守るための規制も行っている。例えば、

建設業界で非熟練労働者を雇用するためには、労働者本人に安全講習を受けさせなければならないこととなっている。安全講習はテストに合格しなければ終了できず、テストに不合格となった場合、できるだけ早く再度講習を受講しなければならない。

(2) S パス

非熟練労働者に発給される滞在許可のうち、2004年設置と比較的新しい制度である。中級技術者向けの制度で、看護師やエステティシャンなど、一定の技術の必要な職業における就労者が当該資格においてシンガポールでの滞在及び就労を許可されている。月額給与は2,000シンガポールドル以上とされ、待遇は雇用許可に準ずるものであり、月額4,000シンガポールドル以上の給与が支給されている場合には、家族の帯同について雇用許可のQパスと同様の待遇を受けることができる。外国人雇用税や雇用上限率は適用されるものの、雇用期間後の不法滞在や雇用期間中の逃亡防止のための保証金制度は適用されていない。業種や最終学歴など、適用可能かどうかの詳細に規定され、厳密に審査されている。当該ビザを申請可能かどうかについては、人材開発省ホームページの診断ツールで確認することも可能である。

表6 Sパス保有者にかかる雇用上限率と外国人雇用税

雇用上限率	全従業員の20%まで	
外国人雇用税	全従業員数の10%以下の人数まで	250シンガポールドル
	全従業員数の10%を超える人数	390シンガポールドル

(出典) Ministry of Manpower Singapore ウェブサイト

(3) 労働許可 (ワークパーミット)

シンガポールにおける最下層の就労者と認識されており、日本でいう単純労働者がほとんどである。特殊な業種として家事労働者、介護労働者、芸能者が設置されている。医療保険、住居、労働災害による補償は法律で定められ、企業から支給されることとなっているが、その一方で、一般的に、労働許可による就労者には居住の自由がなく、雇用者によって1か所にまとめて住居が確保されるという実態がある。いわゆる単純労働者に関しては、逃亡を防ぐため、日々の作業現場と住居の往復は企業によって送迎が用意されており、通常トラックの荷台などに複数人が乗車する。荷台から放り出された就労者が事故に遭うなどの事例も報告されており、人権保護の観点から、こういった扱いを問題視する声もある。なお、シンガポールでは法定最低賃金が設定されていないため、労働許可では他のビザのような月額給与の基準が設定されていない。本ビザによる滞在者は保証金制度の対象となっており、雇用主は、外国人就労者1人の雇用に際し、5,000シンガポールドルの保証金を政府に預けなければならない。

シンガポールには、出稼ぎのため、様々な国から外国人就労者がやってくる。元々中華系、マレー系、インド系が多い国であるが、最近では中国、マレーシア、インドやスリランカ以外の国からも出稼ぎに来る外国人が多い。その国籍は実に多様であり、出稼ぎの外国人の数も増加している。このため、シンガポール政府は外国人就労者の制度を整備するにあたり、

これら出稼ぎに来る外国人就労者の送り出し国（供給国）をカテゴリ分けしている。このカテゴリには北アジア諸国（North Asian Sources: 以下、「NAS」とする。）、新規外国人労働力供給国（Non-Traditional Sources: 以下 NTS）、中国（People's Republic of China: PRC）の3つがある。NAS は香港、マカオ、韓国、台湾、NTS はインド、スリランカ、タイ、バングラディッシュ、ミャンマー、フィリピンが例として記載されている。隣国であるマレーシアは保証金制度での扱いと同様に、ここでもカテゴリライズされていない。

建設業に従事する外国人就労者の労働許可申請にあたっては、NTS 諸国及び中国出身者に対して、年間新規雇用可能外国人就労者数の割り当ての制度（Man-Year Entitlement: 以下、MYE）が設置されている。シンガポールでは、規定の外国人雇用上限率以下であれば、企業は外国人就労者を雇用することが可能であり、元々シンガポールにいる外国人就労者の雇用は言うまでもなく、シンガポール国外から外国人就労者を募集することが可能であることから、MYE の規定は重要である。

表7 労働許可による外国人就労者の業種別雇用上限率

製造業	サービス業	建設業	建築加工業	海運業
60%	45%	87.50%	87.50%	16.70%

6

（出典）Ministry of Manpower Singapore ウェブサイト

MYE では、建設関連企業が、1年間に何人の外国人就労者を NTS 諸国及び中国からシンガポールに招いて就労させることが可能かどうかを規定している。NTS 諸国及び中国からの新規雇用でなければ MYE は適用されず、また、NTS 諸国及び中国からの外国人就労者であっても、すでにシンガポール国内で2年以上の就労経験がある場合には同様に適用されない。しかし、もし当該企業が新たに外国人就労者を NTS 諸国及び中国から呼び寄せようとした場合には、この MYE で割り当てられた上限人数までしか連れてくることはできない。MYE の割り当て人数は、企業が契約して遂行している建築計画の種類や契約金額によって割り当てが決定される。新規に外国人就労者をシンガポールに呼び寄せて雇用すれば、その分が割り当て数から差し引かれ、減少する。この割り当てがなくなれば、企業は新たに外国人就労者を呼び寄せて雇用することはできず、シンガポールの国内市場から労働力を調達することとなる。MYE は、建築計画を主要となって担当する企業しか申請することができない。下請けにあたる企業が新たに NTS 諸国及び中国から外国人就労者を呼び寄せて雇用しようとする場合、主要契約企業の MYE の割り当てを分けてもらわなければならない。

⁶ 人材開発省のウェブサイトでは、建設業及び建築家興行においてはシンガポール居住者1名の正規雇用に対して外国人7名、海運業においてはシンガポール居住者1名の正規雇用に対し、外国人5名の雇用が可能と解説。

表8 労働許可による外国人就労者にかかる外国人雇用税（業種別）

製造業	全従業員数の 25%以下の人数まで	技術者	230シンガポールドル
		非技術者	330シンガポールドル
	全従業員数の 25～50%の人数まで	技術者	330シンガポールドル
		非技術者	430シンガポールドル
	全従業員数の 50～60%の人数まで	技術者	500シンガポールドル
		非技術者	
サービス業	全従業員数の 15%以下の人数まで	技術者	270シンガポールドル
		非技術者	370シンガポールドル
	全従業員数の 15～25%の人数まで	技術者	380シンガポールドル
		非技術者	480シンガポールドル
	全従業員数の 25～45%の人数まで	技術者	550シンガポールドル
		非技術者	
建設業	シンガポール居住者 1名の雇用に対し、 外国人就労者7名まで	MYE適用の 高度技術者	280シンガポールドル
		MYE適用の 基礎技術者	400シンガポールドル
		MYE免除の 高度技術者	550シンガポールドル
		MYE免除の 基礎技術者	650シンガポールドル
建築加工業	シンガポール居住者 1名の雇用に対し、 外国人就労者7名まで	MYE適用の 技術者	230シンガポールドル
		MYE適用の 非技術者	330シンガポールドル
		MYE免除者	500シンガポールドル
海運業	シンガポール居住者 1名の雇用に対し、 外国人就労者5名まで	技術者	230シンガポールドル
		非技術者	330シンガポールドル

（出典）Ministry of Manpower Singapore ウェブサイト

また、労働許可による就労者のうち、特殊種別である家事労働者（メイド）、介護労働者はバングラディッシュ、香港、インド、インドネシア、マカオ、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、韓国、スリランカ、台湾、タイの出身者のみが就労を許可されている。一般家庭

において雇用されるため、契約形態も就労者本人と雇用家庭に任されている。彼らの就労条件は労働基準法の適用外とされ、2013年1月1日の法改正までは休暇が保証されていなかった。法改正後は1週間に1日の休暇付与が雇用者に義務付けられたが、休日手当を支払うことで就労者本人の同意を得られれば、休日出勤させることも可能である。家事労働者等は雇用家庭に住み込むため、雇用者との間に虐待などの問題が発生することも少なくない。また、女性の家事労働者らには半年に1度の妊娠検査が義務付けられている。妊娠が発覚すると強制的に帰国させられてしまい、シンガポールで結婚・出産することは許されない。他の労働許可の就労者同様、シンガポールには最低賃金規定が存在しない。家事労働者の給与額は労働者の送り出し国とシンガポール政府間での覚書に記載されていても守られないといったケースも多い。こういった扱いが人権を侵害しているとして問題提起する声も上がっている。家事労働者に限った話しではないが、特に同じASEAN域内で就労者を多く送り出している近隣国のインドネシア、フィリピンなどとは、労働力の移動に関して国家間で軋轢が生じることがある。⁷

家事労働者等も保証金の対象となっている。雇用主である家庭は家事労働者ら1人あたり5,000シンガポールドルを政府に預け入れなければならない。就労者が逃亡した場合に保証金が没収されるのは労働許可による就労者と同様である。ただし、禁止条項とされている妊娠による強制退去の場合には、保証金は没収されない。彼らの雇用主は雇用主講習を受講しなければならない。また、就労者本人にも、異なる国の家庭で、生活を共にしながら労働することにあたって、導入研修を受講させることが推奨されている。

4 帯同者及び長期滞在者の取扱い

外国人就労者の家族などの帯同者には就労者との関係によって帯同者許可と長期滞在許可が発給される。どちらの有効期限も滞在許可の原動力である就労者本人の滞在許可の期間までである。帯同者許可は就労許可、Sパスによる外国人就労者のうち、条件を満たした者の配偶者、21歳以下または21歳以上の障がいのある子女に対して発給される。また、P1パス、P2パスによる就労者の家族のうち、実の両親、内縁の配偶者、21歳以下の継子は長期滞在許可により滞在が許され、就労者の両親の長期滞在に関しては、P1パス所持者のみが申請できるとされている。これ以外の関係者は、家族がシンガポールで就労していることに伴う長期の滞在許可を得ることはできない。なお、帯同者許可の保有者は、申請をすればシンガポールで就労することが可能である。就労許可と同様に外国人雇用上限率などの規制を受けないため、労働市場で重宝されている。一方で、長期滞在許可の保有者がシンガポール国内で就労を希望する場合には、該当の労働にかかるビザを申請しなければならない。

5 非就労滞在者及び非正規就労滞在者の取扱い

学生や技術研修生に対する制度も整備されている。留学生にはシンガポールでの就学期間に合わせてビザが発給されるが、就労は許可されていない。また、他に所定の機関でカリキュラムを受けている大学生・大学院生にはインターン用の滞在許可が準備され、

⁷ 鈴木早苗筆移民労働者をめぐるASEANのジレンマ アジ研ワールド・トレンド No.205 2012

同様に所定の教育機関を卒業した 18 歳から 25 歳の若者はワーキングホリデー用の滞在許可を申請できる。なお、ワーキングホリデービザは 2012 年 12 月より基準が厳格化されている。出身大学による申請の可否が厳しくなり、申請できるのはオーストラリア、フランス、ドイツ、香港、日本、ニュージーランド、イギリス、アメリカ合衆国の大学で、過去 5 年以内に所定の 3 つの大学ランキングのいずれかにおいて 200 位以内と評価されている大学の卒業生または卒業見込みの者のみとなった。⁸また、技術が未熟な就労者のための技術研修用のビザが存在し、現場研修によって技術を学びながらシンガポールに滞在することができる。ワーキングホリデー及び技術研修は最大 6 か月、インターンは最大 3 か月まで滞在可能である。

6 永住権取得

熟練労働者、いわゆる専門的技術を持つ外国人就労者に対して、シンガポール政府は永住権の取得と、その後の国籍の取得を奨励してきた。シンガポール経済の発展を担う優秀な人材を確保し、今後も発展に貢献し続けてもらうことと、少子高齢化社会における生産年齢人口と内需の確保を目的としているといえる。政府は今後もシンガポールの人口が拡大していくことを前提とした政策計画を立てているが、出生率は回復の兆しはなく、低迷したままである。ゆえに、経済成長を重視する政府としては、今後もシンガポール経済にとってプラスとなる経済力・就労能力のある外国人に対して永住権や国籍の取得を薦める一方で、社会の負担になるような経済的弱者を、新しい居住者として長期的に迎え入れるつもりはないと考えてよいだろう。

シンガポールの永住権はシンガポール人若しくは永住権者の配偶者とその 21 歳以下の未婚の子、シンガポール人の老齢の両親、雇用許可（P パス、Q パス）と S パス保持者、投資家及び起業家が申請することができることとされている。一般に、永住権は雇用許可でシンガポールに滞在している外国人ならば比較的容易に申請・取得できるとされてきた。一時はシンガポール政府から、永住権の取得を薦める書面が送られてくることもあったと言う。一方、労働許可によって就労している外国人は、永住権の申請ができないことを再度確認しておきたい。

永住権取得のためには、ウェブ上で取得できる申請書に、必要書類を添えて永住権者サービスセンターに申請するだけである。様々なビザ申請がインターネットで行えるシンガポールであるが、永住権の申請は現在も印刷した書類を同センターに赴いて提出しなければならず、書類提出にも予約が必要である。なお、投資家及び起業家の資格により永住権を取得しようとする場合には、シンガポール経済開発庁に申請することとなっている。

永住権の有効期間は基本的に 5 年である。新規取得には 100 シンガポールドルの申請

⁸ 現在指定されているのは QS World University Rankings（QS 世界大学ランキング）、Shanghai Jiao Tong University's Academic Ranking of World Universities（上海交通大学の世界大学学術ランキング：ARWU）、Times Higher Education World University Ranking（タイムズ・ハイヤー世界大学ランキング）のみ。いずれかの最新のランキングで 200 位以内に入った日本の大学は東京大学、京都大学、大阪大学、東北大学、東京工業大学、名古屋大学、九州大学、北海道大学、早稲田大学、慶應義塾大学、筑波大学の 11 校。

料が課せられ、更新には毎年1人10シンガポールドルが課せられることとなっている。更新の申請は通常5年ごとのため、更新費用は5年分まとめて支払うこととなっており、この申請をウェブ上で行えば、通常、更新が受理される。

永住者は通称 PR (Permanent Residence の頭文字) あるいは SPR (Singapore Permanent Residence) と呼ばれ、新聞の紙面や日常会話でこの略称を見聞きすることも多い。永住者は、それだけ国民生活に近いところに存在し、シンガポール社会に影響を及ぼしている。なお、投資家や就労許可によってシンガポールに滞在している外国人が永住権を取得し、その後シンガポール国籍を得た場合、当人に限り、男性であっても兵役は免除される。一方で、永住権者の子としてシンガポールで生まれ、永住権を得た場合は、シンガポール国籍を取得していなくとも兵役の義務が発生することに留意したい。

7 新規国籍取得

シンガポールに縁もゆかりもない外国人がシンガポール国籍を新規に取得しようとした場合、まずは前項の永住権を取得する必要がある。満21歳以上で、永住権を取得して最低2年から6年経過してからでないと、シンガポール国籍を申請することはできない。この条件を満たした者でシンガポール国籍を取得しようとする者は、移民管理局 (Immigration and Checkpoints Authority: ICA) に申請し、面接を受けなければならない。シンガポール国籍を取得するために、申請者は素行が良好でシンガポール国民となるにふさわしい資質を備えており、シンガポールに恒久的に居住しようとする意志がなければならない。また、経済的に自立していなければならないとされている。これらを踏まえて面接が行われ、シンガポール国籍を取得するにふさわしいかが総合的に判断される。

具体的なプロセスとしては、上述の申請資格を満たす永住者が書類を整えて移民管理局の国民サービスセンターに赴き、必要書類を提出すると、同日中に、同センターにて面接を受けることとなる。なお、申請書には面接官使用欄として言語試験の採点欄があり、本面接中の英語での質疑によってシンガポールでの生活に困らないだけの語学力があるかを確認するものと推測される。シンガポール国籍が付与されるかどうかは後日通達される。

シンガポール国籍を取得することになった場合には、指定の期間中に国民教育を受けなければならない。国民教育とは、(1) シンガポールに関する学習、(2) シンガポールを知るためのツアー (シンガポール・シティズンシップ・ジャーニー)、(3) シンガポールの地域リーダーとの顔合わせ、の3つである。

(1) シンガポールに関する学習は、オンラインで受講可能なレッスンで、シンガポールの国家形成において重要な5つのモジュールがあり、シンガポールの①歴史と政策、②国家の象徴、③法律、④防衛、⑤国民統合の責務について学習するものである。(2) シンガポールを知るためのツアーは、シンガポールが重点的に取り組む施策や、新たに国政で取り組み始めた施策に関する施設を見学するものである。どちらも、自らが国民

となる国のことをよく理解するためのプログラムである。

また、シンガポールには政府が地域住民の意見を吸収するため、コミュニティ・クラブという草の根組織を設置している。これはいわゆる地域コミュニティであり、(3)シンガポールの地域リーダーとの顔合わせとは、自らが居住する地域にあるコミュニティ・クラブのリーダーと顔を合わせ、新しい国民を地域に根付かせることを目的としていると考えられる。これらの国民教育を受ける義務を果たして初めて、実際にシンガポール国籍を取得することができるようになる。

国民教育の受講後、移民管理局での再度の手続きを経て、宣誓を行うこととなる。宣誓とは、まさに今後シンガポール国民として、国家の一員としての義務を果たすことを誓う儀式である。これを終わると、先述のコミュニティ・クラブにおいてシンガポール国籍の IC カードと証書が授与され、晴れてシンガポール国民となれるのである。なお、各手続きには所定の期間があり、同期間内に指定の手続きを終えなければならない。申請の書類も非常に多く、なかなか面倒な手続きとなっている。申請者が、いかに真剣にシンガポール国籍をとりたいと考えているか、その熱意が試されている側面も否定できないであろう。いかに移民国家シンガポールとはいえ、新たな国民への国籍付与には相当に慎重であるといえる。なお、現地紙 **Today** によれば、国籍付与にあたっては、シンガポールへの経済的な貢献や所有資格、年齢、家族構成の他、いかに地域社会に溶け込めるかどうかにも重要視され、申請者のルーツや、ただ就労許可により働いていたという事実以外に、シンガポールとどのような繋がりがある人物かということ調べるのだという。⁹

シンガポール国籍取得の申請には 100 シンガポールドルの申請料が課せられる。費用は国籍が付与されても、されなくても、返還はされない。なお、永住権の取得や国籍取得に必要な書類は非常に多岐に亘り、準備が大変なため、シンガポールにはこれらの取得のサポートを請け負う業者が存在する。

⁹ シンガポール紙 TODAY 2012 年 7 月 27 日

第3章 外国人受入施策の今後

第1節 外国人受入施策への反発

1 2011年総選挙の結果から

シンガポールの直近の総選挙は2011年5月7日（土）に行われ、与党人民行動党（People's Action Party: PAP）は総議席87議席中81議席を獲得して勝利した。得票率は、60.1%であった。この一見すると圧勝にも見える選挙結果は、シンガポールの短い歴史において過去最低の得票率であり、特に建国以来、全て勝利してきたグループ選挙区においても、東部アルジュニード選挙区で野党・労働者党（Workers' Party: WP）に競り負けるなど衝撃的な結果となった。

シンガポールでは、選挙権・被選挙権ともに21歳以上の国民に与えられ、投票は国民の義務とされている。投票に行かない場合は選挙権が剥奪され、選挙権を再び得るのに50シンガポールドルの罰金を支払う必要があることから、投票率は毎回非常に高く、2011年総選挙の投票率も93.06%と高い水準であった。つまり、人民行動党が今回過去最低の得票率であったことは、国民の明確な意思表示だといえる。国民は、政治に対する不満を、選挙の結果によって示したのである。住宅費を含む生活費の高騰、外国人労働者の増加による雇用問題、高い閣僚報酬などに国民は不満を抱いていた。野党は、これらは与党の政策による弊害とし、政治を監視していくために、野党の存在がシンガポールに必要であることを国民に訴え、奏功したのである。この選挙結果を受け、リー・シェンロン首相は、政策を全面的に点検する政治改革に取り組むことを表明し、国民の不満の要因の1つでもある外国人受入施策はその影響を多分に受けることとなった。

表9 シンガポール独立後のPAPの得票率の推移

選挙実施年	得票率(%)
2011年	60.1
2006年	66.6
2001年	75.0
1997年	67.0
1991年	61.0
1988年	63.2
1984年	64.8
1980年	77.7
1976年	72.4
1972年	69.3
1968年	84.4

（出典）シンガポール日本商工会議所
月報 2011年8月号

2 国民生活に及ぼしてきた影響

まず、これまで外国人受入施策が国民生活に及ぼしてきた影響について考察したい。リー・シェンロン首相は、More Investment= More Job= More Foreigners（外国からの投資を呼び込めば雇用が増えるが外国人も増える）と考えており、政府は、シンガポールが経済成長を維持するためには外国人の受入が不可欠だとしてきた。その方針は今も変わらない。しかし、政府は、折に触れて外国人就労者を受け入れる必要性を国民に向かって丁寧に説明し理解を求めようになりつつある。なぜなら、国民は、政府が推

奨めるこの政策によって、様々な苦難に直面してきたと考えているからである。

例えば、外国人を多く受け入れれば受け入れるほど、国民は外国人に就職口が奪われるとおそれ、不満が生じるようになっていったといわれている。¹⁰政府がいかに国民に対して雇用の安全を説いたとしても、こういった不安を簡単に拭い去ることはできない。実際に、シンガポールの失業率は外国人を含む人口全体で2%未満と低い水準にあり、シンガポール国民・永住者に限定してもわずか3%弱で推移している。外国人を含む数値に対して、国民・永住者のみの失業率はわずかに高いが、外国人は雇用があることが前提で滞在許可を得ていることを考えれば、この数値に差が発生するのは当然といえよう。シンガポールの失業率自体は、すでに十分に低い。しかし、国民は、より待遇の良い職に就くための競争が厳しくなることに対して不満を抱いている可能性がある。¹¹シンガポール国民は新シンガポール国民、永住者及び定住外国人と就職活動で競争しなくてはならないし、労働を安く請け負う外国人が増えれば、賃金相場も下がりやすい。新しい国民や永住者が増えれば、シンガポール居住者しか購入できない公営住宅の取得競争が激しくなり、価格も上昇する。ただでさえ、シンガポールの物価、特に住宅価格は高騰している状態である。国民の不満が高まっても、おかしくはない。また、増加し続ける人口に対して、国内の交通インフラが対応しきれないと指摘されている。2011年12月には地下鉄が長時間に亘って運行を停止する事態が起きており、国民は、これも外国人受入増による人口増加に起因するものと信じている。

教育の場でも、不満はくすぶっている。¹²シンガポールでは幼少の頃からテストの成績によってエリートが振り分けられ、大学進学は限られた成績優秀者に開かれた狭き門で、国内の大学進学率は25%にとどまっている。この狭き門ある大学には、少子化対策として25%の留学生枠が設けられている。これらの枠を活用する留学生には、卒業後、数年間のシンガポールでの就労が義務付けられており、これにより、若く優秀な労働力を一定期間確保しているのである。しかし、これは裏を返せば国民の大学進学への妨げにもなる。貴重な大学の在籍枠が外国人に費やされるため、特に国内の大学進学を目指す若者や、その家族にとっては気になる制度であろう。

シンガポールのルールを守らない外国人に対する不満も蓄積しており、これが顕著に表れたのが2012年5月に発生した交通事故に対するシンガポール国民の反応である。この事故は中国人の実業家が運転する高級車の信号無視によるもので、中国人実業家と、追突されたタクシーの運転手、タクシーの乗客が死亡した。タクシー運転手は3人の子どもを抱えるシンガポール人で、外国人移民、特に在シンガポール中国人に反発する世論が高まり、中国大使館が謝罪声明を出すまでの問題となった。¹³

第2節 政府の対応

総選挙の前評判から、すでにシンガポール政府は敏感に国民の不満を察知し、これを

¹⁰ 顔尚強著シンガポール経済を主導するGLC シンガポール日本商工会議所 2012

¹¹ シンガポール日本商工会議所 月報 2012年6月号 2012

¹² 2013年1月16日開催 時事通信シンガポルトップセミナー

¹³ 日経新聞 2012年5月22日

懐柔するための政策を打ち出してはいた。2010年には、外国人就労者の数はシンガポール居住者の労働人口の3分の1までとすることを方針として発表している。具体策として、1つには、各種ビザの発給条件の引き上げである。シンガポール政府は、2011年2月に、同年7月から雇用許可とSパスの発給条件である給与基準額を引き上げると発表していた。同時に、外国人雇用税の引き上げと外国人の雇用上限率の引き下げを徐々に行っていくことも宣言している。外国人雇用にかかる経費を引き上げ、シンガポール人の雇用を優先していることを示し、政府が国民の生活を第一に考えていると示すためである。これが同年5月に行われた選挙をにらんだ政策であることは明らかである。建国以来の政権与党の地位にある人民行動党は、以前から、一貫して国民に理解を得られない政策であっても、長期的に国のためになる政策は貫き通すスタンスであった。今回の選挙にあっては相当な危機感を感じ、様々な予防策を講じていたにも関わらず、総選挙の結果はすでに述べたとおりで、人民行動党の大幅な後退となった。このため、外国人受入政策についても、政府は2012年7月に引き上げたばかりの雇用許可とSパスの給与基準額を2013年1月からさらに引き上げることとし、国民の不満解消に努めている。

表 10 2011年選挙前後からの雇用許可およびSパスの基準収入額の推移

		～2011年 6月	2011年7月 ～12月	2012年 1月～
雇用許可	P1パス	S\$7,000 以上	S\$8,000 以上	S\$8,000 以上
	P2パス	S\$3,500 以上	S\$4,000 以上	S\$4,500 以上
	Qパス	S\$2,500 以上	S\$2,800 以上	S\$3,000 以上
Sパス		S\$1,800 以上	S\$2,000 以上	S\$2,000 以上

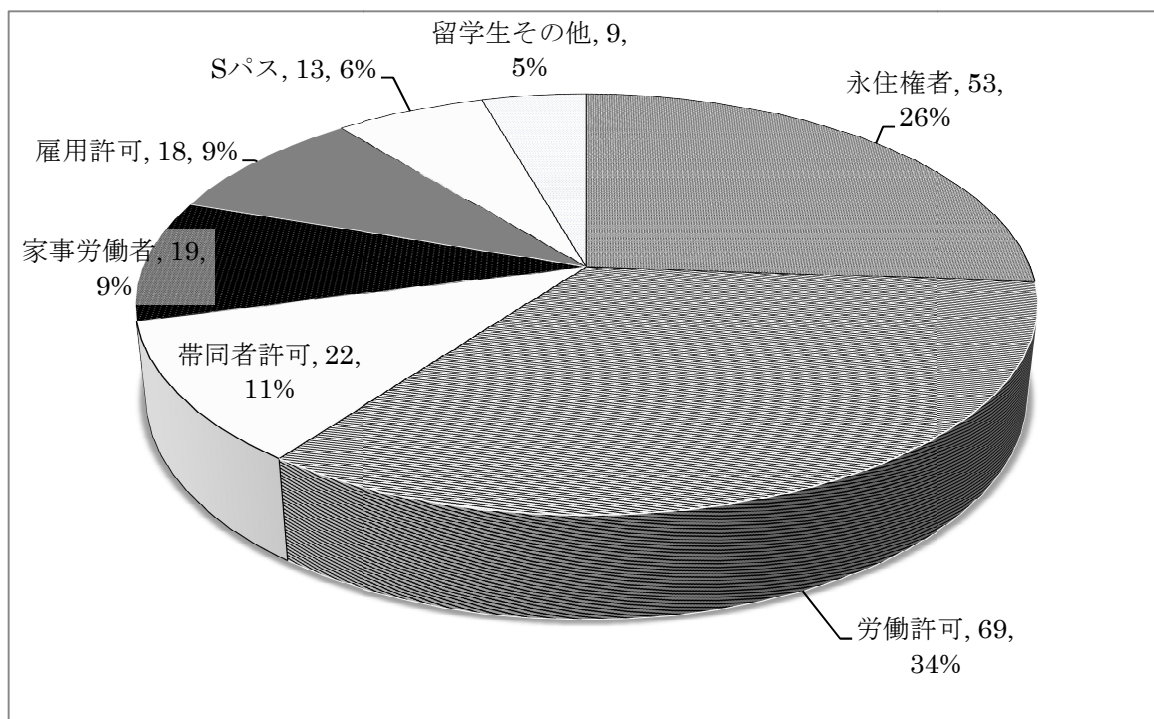
(出典) Ministry of Manpower Singapore ウェブサイト

人材派遣会社等では、雇用許可発給の審査は厳格化され、感触として、発給を拒否される件数が増えたという。また、雇用許可の更新すら拒否されるケースもある。引き上げられた給与基準額を満たせず、これまで雇用許可を申請していた外国人就労者がSパスを取得するというケースも見られ、実際に雇用許可の保有者が減少し、Sパスの保有者が増加した。¹⁴しかし、国民の要望に応え、定住外国人総数を減らすという目的に鑑みると、このような雇用許可基準の微修正は外国人受入全体に大きな影響を及ぼさないとと思われる。なぜなら、図6に示すとおり、シンガポールに多いのは雇用許可ではなく、労働許可によって滞在している外国人就労者なのである。政府が本気で定住外国人の絶

¹⁴ シンガポール紙 Straits Times 2012年10月4日

対数を減らしたいのであれば、労働許可の発給数を削減した方が、望まれる効果は上がりやすいといえる。

図6 2012年発表の外国人居住者および定住外国人の滞在資格別内訳（万人）



(出典) シンガポール統計局

シンガポール政府も、雇用許可への門を狭めると共に、外国人雇用税の引き上げ¹⁵や、表11に示したとおり、一部の雇用上限率の引き下げにも着手している。建設業に関しては、当該企業の受注した建設計画の規模に応じて割り当てられる MYE の枠が5%削減され、実質的には新規外国人就労者の削減が行われている状況だ。

しかしながら、この政策転換によって打撃を受けるのは企業である。労働許可によってシンガポールに滞在している外国人就労者は、シンガポール人が就業したがる建築現場やサービス業等の仕事を主に担っている。新聞報道等によれば、関連業種の企業、特に中小

表11 外国人就労者雇用上限率の変更

	Sパス (全業種)	製造業	サービス業
～2012年 6月30日	25%	65%	50%
2012年 7月1日～	20%	60%	45%

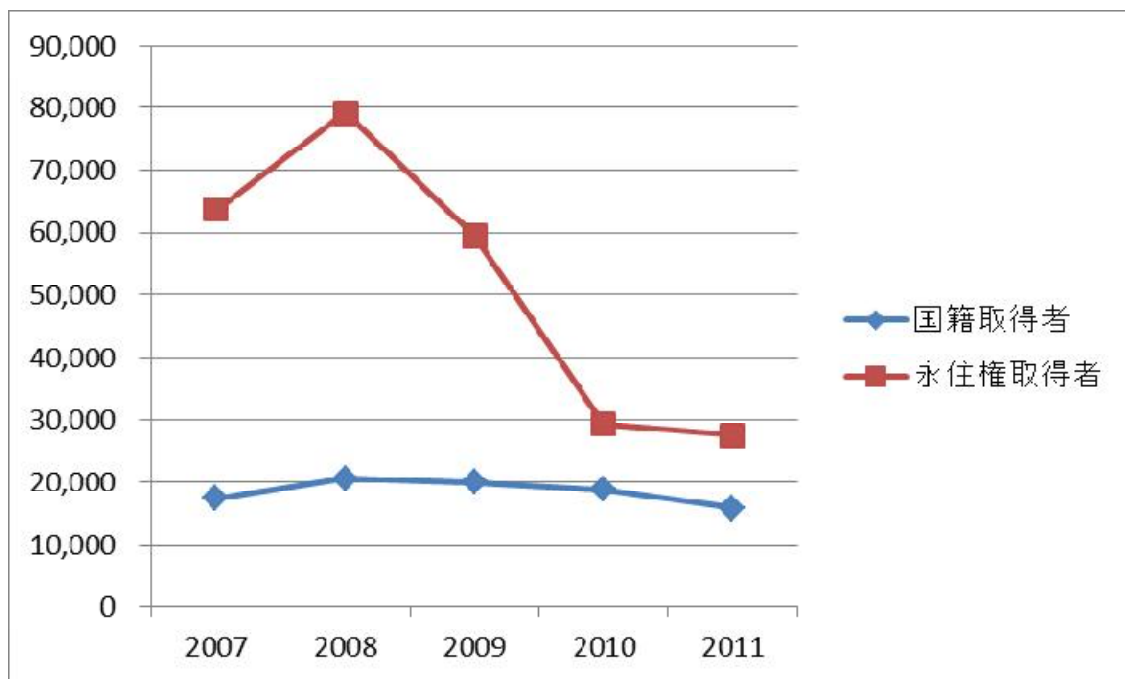
(出典) Ministry of Manpower Singapore ウェブサイト

¹⁵ 別添資料1参照

企業はすでに慢性的な労働力不足に苦しんでおり、当該職種では労働力の需要と供給が釣り合わない状況になっている。¹⁶これらの措置には経過期間が設けられており、すぐに新たな制限に対応しなければいけないわけではないものの、企業としては、この経過期間が終了するまでに、本政策を撤廃させたいのが本音だろう。一部企業組合等からは、現在の外国人就労者を減少させる方向の政策への苦言の申し入れも行われている。

シンガポール政府は、これまで雇用側に有利な労働法制や税制優遇などを行い、外資誘致に努めてきた。今日のシンガポールの経済発展は、政府によるそういった企業誘致の努力が結実したものである。しかし、こういった政策の大幅な変更はこれまで苦心して誘致してきた外資企業からも批判を受けかねないことから、両者のバランスに配慮しながら引き締め策を検討していくことになるだろう。

図7 過去5年間のシンガポール国籍および永住権新規取得者数の推移（人）



(出典) シンガポール統計局

また、新規国籍取得や永住権の認定件数も減少している。特に、永住権に関しては、ピークの2008年には年間8万件に届こうかという件数の新規永住権取得が確認されていたのに対して、2010年にはその半分以上減少し、3万件以下に落ち込んでいる。シンガポール政府が、新規永住権の発給に対して消極的になっていることは明らかである。新規国籍取得については横ばいの状態が続いているが、2010年から2011年にかけてはこれも若干減少している。これについて、政府は同年から国籍取得の際にシンガポール・シティズンシップ・ジャーニーが導入され、以前よりも国籍取得に時間がかかるようになったことが理由と説明している。

新規永住者や定住外国人の数を減らすだけでなく、特に国民が不満をあらわにしてい

¹⁶ シンガポール紙 Straits Times 2012年11月27日

る不動産価格の上昇を抑えるため、政府は土地を取得した際の印紙税にかかる新たな対策も打ち出している。これは外国人に限ったものではないが、不動産取得後、1年以内の転売には取引価格の16%の印紙税を課すこととした。こうすることで、投資目的の不動産売買を抑制し、不動産価格の上昇を抑える狙いがある。さらに、外国人の住宅取得には従来の印紙税3%に加え、取引額の10%を追加印紙税として支払うこととした。2011年には民間住宅の20%を外国人が購入していたが、当該施策導入後はその割合が6%にまで低下したとされる。

不動産に関しては、HDBフラットと呼ばれる公営集合住宅の入手が困難になっていることも、国民の不満を蓄積させている。元々シンガポールは国土が狭く、不動産の価格が上がりやすい要素を備えている。このため、政府はこのHDBフラットを開発し、これをシンガポール居住者のみが取得できるものとしている。シンガポール居住者の持ち家率が高いのは政府のこうした取り組みによる部分が大きいが、不動産価格の上昇に伴い、販売価格が上昇し、一般のシンガポール国民には手が届くにくくなってしまっている。また、定住外国人と異なり、新規国籍取得者は新築・中古を問わず、また永住者も中古ならばHDBフラットの購入に応募することができる。近年の国籍取得者及び永住権取得者の急増に伴って、新たに購入が可能になった国籍取得者と永住者が、民間住宅に比べて割安なHDBフラット購入に殺到することとなった。その結果、元々のシンガポール国民の購入の機会が減少しており、これも従来のシンガポール国民にとっては不満の種となっている。なお、シンガポール国民も含め、他者に賃貸するためにHDBフラットを購入する者も少なくない。このため、政府はHDBフラット購入に際し、月収や地域による制限を設けるなど、価格上昇を抑える工夫を凝らしている。

また、シンガポール居住者に数えられる永住者も、外国籍であることに変わりはない。当然、永住者は選挙権を持たないが、それ以外の国民生活に影響を持つ行政サービスについて、この国で生まれ育ち、徴兵などの義務を負担してきた国民と永住者を平等に扱っては、有権者である国民のさらなる不満を呼び込みかねない。このため、医療施策や教育施策等において、シンガポール国民と永住者の待遇差は拡大させる方針である。ただし、永住者の中にはシンガポール国民の配偶者の立場でその資格を取得する者もいるためか、低所得者には一定の配慮がされている。

第3節 今後の着目点

シンガポールでは、新規国籍取得者や永住者などの本格的な移民にせよ、数年単位の一時的な雇用による定住外国人にせよ、これまで多くの外国人を受け入れてきた。これらの外国人受入施策は政府主導で促進されてきたが、国民もそれを受け入れ、移民施策の成功事例として賞賛されてきた。確かに、シンガポールは外国人を受け入れることで人口を増加させ、経済成長を続けている。だが、その恩恵を受けるはずの国民は外国人受入の必要性自体は理解しつつも、これまでのような受入一辺倒の外国人受入施策には懐疑的な目を向け始めている。2011年のシンガポールのジニ係数は0.473で、貧富の差が先進国の中でも特に大きいことを示している。経済成長が続いても、国民全体の生活

水準が上がったという実感がなければ支持は得られないだろう。

また、受け入れられる外国人がこの国を理解し、住民としてのマナーや常識を備えていないままであれば、日常生活での摩擦が増え続け、国民にとっては負担が増すばかりに感じられるのではないか。

外国人を社会に受け入れることで成長してきたシンガポールは、今、岐路に立たされている。成長だけを重視してひたすら外国人受入を拡大していくだけではアイデンティティを失ってしまうという国民の懸念にももっともな面がある。政府は新たな国籍取得者に対して、国民として国家のことをよく知るよう教育を始めているが、雇用許可や労働許可でこの国に暮らす定住外国人にはこういった教育を受ける義務は今も課されていない。この状況で、一時的に滞在する国のコミュニティに自ら溶け込もうという外国人が、いったいどれだけいるだろうかという疑問もある。

現在、シンガポール政府は国民の声に耳を傾け、外国人の受入を縮小する方向に舵を切ったように見受けられる。2010年の外国人就労者を自国労働人口の3分の1とする方針に始まり、2013年2月25日の国会での2013年度予算演説では、外国人就労者の急増を抑えるための対策が発表された。国民の不満の解消に向けた取り組みは、今後も継続されるということになる。今回、さらに外国人雇用税のさらなる引き上げ及び外国人雇用上限率の一層の引き下げという追加規制が発表されたことで、外国人就労者の雇用状況はますます厳しいものとなる見通しである。2013年の予算演説では現在確定している2018年までの見通しが発表されたが、世論の状況によっては、外国人就労者の受入制度は現状以上に厳しい状況となる可能性も否定できない。

これは、シンガポール従来のシステムの転換を意味する。もちろん現在のシンガポールにおいて外国人労働者を受け入れないという選択肢はとりえない。ASEANの新興国の経済成長が続き、都市内の競争が激しさを増す中、シンガポールは外国人の受入は続けつつも、それだけに頼ることなく、自国民の生産性や所得・生活水準の向上と両立させることにより、さらなる成長を目指すことになるであろう。

一方、人口減少社会に突入した日本でも、将来的に同じような課題に向き合わなくてはならない日が来てもおかしくない。そのような観点からも、シンガポール政府の今後の対応、行く末に着目したいと考える。未だ外国人の受入に関して明確な方向性が定まっていない日本にとって、国としての根本の成り立ちが異なるにせよ、アジアの移民受入国の先輩であるシンガポールのシステムや事例から学べることは数多い。

最後に、移民受入優等生と謳われたシンガポールでこのような問題が顕在化したということは、外国人を労働力として受け入れることに伴う様々な摩擦や課題には絶対的な解決策はなく、社会経済情勢や国民意識の変化を踏まえながら、より良いものとするための努力を根気強く続けていくことが求められているということを示唆している。将来の人口構成を考えた場合、一定の範囲で外国人就労者の受入拡大が不可欠ということであれば、このような覚悟こそ日本政府にも地方自治体にも求められているのではないかと考える。

主な参考文献及び Website

参考文献等

1. 綾部恒雄、石井米雄「もっと知りたいシンガポール第2版」弘文堂,1994
2. タム・ソンチー、設楽靖子「近代化と宗教 複合社会シンガポールの場合」井村文化事業者,1989
3. 谷沢慎一郎「シンガポールの成功」サイマル出版会,1981
4. 田村慶子「シンガポールの国家建設」明石書店,2000年
5. 田村慶子「シンガポールを知るための62章第2版」明石書店,2008
6. 中村都「シンガポールにおける国民統合」法律文化社,2009
7. 橋本和孝「シンガポール・ストリート」ハーベスト社,2010
8. ピーター・S・J・チェン、木村陸男「シンガポール社会の研究」株式会社めこん,1988
9. 「シンガポール都市論」勉誠出版,2009
10. 顔尚強「シンガポール経済を主導するGLC」シンガポール日本商工会議所 JCCI, 2012
11. Department of Statistics Singapore “CENSUS OF POPULATION”, 2010
12. Department of Statistics Singapore “POPULATION IN BRIEF 2012”
13. Department of Statistics Singapore “Yearbook of Statistics Singapore, 2012”

ウェブサイト

日本国法務省 <http://www.moj.go.jp/>

Department of Statistics Singapore (統計局) <http://www.singstat.gov.sg/>

Immigration and Checkpoints Authority (移民管理局) <http://www.ica.gov.sg/>

Ministry of Manpower Singapore (人材開発省) <http://www.mom.gov.sg/>

【執筆】

財団法人自治体国際化協会 シンガポール事務所
所長補佐 伊藤 裕子

【監修】

所長 足達 雅英
次長 中村 悦也

資料1 全業種別外国人雇用税の変遷

(単位:シンガポールドル)

		～2011年6月30日		2011年7月1日～		2012年1月1日～		2012年7月1日～		2013年1月1日～		2013年7月1日～		
S パス	全職種	20%まで	110	15%まで	120	15%まで	160	10%まで	200	10%まで	250	10%まで	300	
		20～25%	150	15～25%	180	15～25%	250	10～25%	320	10～25%	390	10～25%	450	
W P	製造業	技術者	35%まで	170	30%まで	180	30%まで	190	25%まで	210	25%まで	230	25%まで	250
			35～55%	210	30～50%	240	30～50%	270	25～50%	300	25～50%	330	25～50%	350
			55～65%	450	50～65%	450	50～65%	450	50～65%	470	50～65%	500	50～65%	550
		非技術者	35%まで	270	30%まで	280	30%まで	290	25%まで	310	25%まで	330	25%まで	350
			35～55%	310	30～50%	340	30～50%	370	25～50%	400	25～50%	430	25～50%	450
			55～65%	450	50～65%	450	50～65%	450	50～65%	470	50～65%	500	50～65%	550
	サービス業	技術者	25%まで	170	20%まで	180	20%まで	210	15%まで	240	15%まで	270	10%まで	300
			25～40%	300	20～35%	300	20～30%	300	15～25%	360	15～25%	380	10～25%	400
			40～50%	450	35～50%	450	30～50%	470	25～50%	500	25～50%	550	25～50%	600

資料1 全業種別外国人雇用税の変遷

(単位:シンガポールドル)

			～2011年6月30日		2011年7月1日～		2012年1月1日～		2012年7月1日～		2013年1月1日～		2013年7月1日～	
W P	サー ビス 業	非技術者	25%まで	270	20%まで	280	20%まで	310	15%まで	340	15%まで	370	10%まで	400
			25～40%	300	20～35%	400	20～30%	430	15～25%	460	15～25%	480	10～25%	500
			40～50%	450	35～50%	450	30～50%	470	25～50%	500	25～50%	550	25～50%	600
	建 設 業	MYE適用 高度技術者	87.5%まで	160	87.5%まで	180	87.5%まで	200	87.5%まで	250	87.5%まで	280	87.5%まで	300
		MYE適用 基礎技術者	87.5%まで	470	87.5%まで	230	87.5%まで	300	87.5%まで	350	87.5%まで	400	87.5%まで	450
		MYE 免除者	87.5%まで	310	87.5%まで	380	87.5%まで	450	87.5%まで	500	87.5%まで	550	87.5%まで	600
	建 築 加 工 業	MYE適用 高度技術者	87.5%まで	160	87.5%まで	180	87.5%まで	180	87.5%まで	210	87.5%まで	230	87.5%まで	250
		MYE適用 基礎技術者	87.5%まで	300	87.5%まで	300	87.5%まで	300	87.5%まで	310	87.5%まで	330	87.5%まで	350
		MYE 免除者	87.5%まで	310	87.5%まで	380	87.5%まで	380	87.5%まで	470	87.5%まで	500	87.5%まで	550
	海 運 業	技術者	83.3%まで	170	83.3%まで	180	83.3%まで	190	83.3%まで	210	83.3%まで	230	83.3%まで	250
		非技術者	83.3%まで	300	83.3%まで	300	83.3%まで	300	83.3%まで	310	83.3%まで	330	83.3%まで	350



**THE CONSTITUTION OF THE REPUBLIC OF SINGAPORE
(Article 123 (1)) & (Article 123 (2))**

**The Singapore Citizenship Rules 1985.
(Rule 4)**

Application for registration as a citizen of Singapore by:

- * a person resident in Singapore of or over the age of 21 years
- * a person who is married to a citizen of Singapore

AO/IO:

I hereby apply for Singapore citizenship and state the particulars required on pages 1 to 4 of this application form.

I. APPLICANT'S PARTICULARS

Full name (Block Letters, Underline Surname or Family Name)

Affix recent colour photo with white background here

Alias (if any)

Name in Chinese Characters, if applicable

Home Address

Telephone No.

Race

Home

Office

HP

Email Address

FOR OFFICIAL USE

Dialect

Religion

Sex*

Nationality

Date of Birth (DD/MM/YYYY)

Country of Birth

Re-Entry Permit

Male Female

Birth Certificate No

Singapore IC No. & Date of Issue

Date of PR granted

Issued on _____

Foreign ID No.

Date of Issue

Country Of Issue

valid till _____

Marital Status of Applicant*

Single Widowed Separated Married Divorced Others

Marriage Certificate No.

Marital Status of Applicant at Time of Marriage*

Single Widowed Divorced

Date of Marriage

Marital Status of Spouse at Time of Marriage*

Single Widowed Divorced

Country of Marriage

II. National Service Liability Status*

Not applicable Completed full time NS Exempted

SAF SPF SCDF

Date of Enlistment

Date of ORD

III. EMPLOYMENT OR PROFESSION OF APPLICANT*

Occupation

Name of Employer

Self-employed

Salary Per month

Address of Employer

Nature of Business/Profession

Basic ()

Gross ()

* Tick (✓) in appropriate box

IV. EDUCATIONAL AND EMPLOYMENT RECORDS OF APPLICANT

(a) Educational Background (In Chronological Order)

School/Institution Attended	Country of Study	Year		Highest Standard Passed (State number of 'O'/'A' level passes)	Full-time/Part-time/ Distance Learning
		From	To		

(b) Other Skills and Technical Qualifications (In Chronological Order)

FOR OFFICIAL USE

Vocation	Year Qualified	Level Attained

(c) Employment History for Last Ten (10) Years (In Chronological Order)

Name of Employer	Occupation	Country	Date	
			From	To

V. MEMBERSHIP OF PROFESSIONAL SOCIETIES, ASSOCIATIONS, CLUBS AND OTHER ORGANISATIONS OF APPLICANT

Name of Society and/or Organisation	Position Held

VI. ABSENCES DURING THE PRECEDING SIX YEARS

Have you been absent from Singapore for a period of **ONE (1) year or more in aggregate** during*:

(a) the six years preceding the date of this application? [For a person resident in Singapore] YES NO

(b) the two years preceding the date of this application? [For a person who is married to a citizen of Singapore] YES NO

If Yes, please give details below (to attach a list, where necessary)

Country Visited	Purpose of Trip	Period of Absence		No. of Months and Days Absent
		From	To	
Total				

VII. PARTICULARS OF ALL PAST AND CURRENT TRAVEL AND RESIDENTIAL STATUS DOCUMENTS ISSUED TO APPLICANT

FOR OFFICIAL USE

Current, Expired and Cancelled Documents

Type of Travel Document	Number	Country	Date of Issue	Country of Issue	Expiry Date

VIII. OFFENCES COMMITTED BY APPLICANT (IF ANY)

Have you been convicted of or currently charged with a crime or an offence in a Court of Law in any country?*

(a) Singapore YES NO

(b) Any Other Country YES NO

If yes, please give details below

Offences	Country/Date of Conviction of Offence	Amount Fined (\$)	Period of Sentence/Detention		No. of Months and Days Detained
			From	To	

* Tick (✓) in appropriate box

DECLARATION BY APPLICANT

- 1) I do solemnly and sincerely declare that:-
 - a) The particulars stated in this application and the attachments are true and correct to the best of my knowledge and belief, and that I have not wilfully suppressed any material fact.
 - b) I have/ have not * renounced, been deprived of my Singapore citizenship, or had my Singapore citizenship terminated/ I have never acquired Singapore citizenship. *
 - c) I intend to reside permanently in Singapore.
- 2) I understand that if any information provided by me is false I shall be liable to punishment on conviction.
- 3) I give my consent for your department to obtain and verify the information provided by me in respect of this application from or with any source as you deem appropriate for the purpose of assessment of my application for Singapore Citizenship.

.....
Signature or Right Thumb Impression of Applicant

Date...../...../.....

*For application submitted under Family Ties Scheme

DECLARATION BY SPONSOR

- 1) I support and sponsor the applicant's Singapore citizenship application.
- 2) I do solemnly and sincerely declare that the particulars stated in this application and the attachments are true and correct to the best of my knowledge and belief, and that I have not wilfully suppressed any material fact.
- 3) I understand that if any information provided by me is false I shall be liable to punishment on conviction.
- 4) I give my consent for your department to obtain and verify the information provided by me in respect of this application from or with any source as you deem appropriate for the purpose of assessment of my dependent's application for Singapore Citizenship.

.....
Name of Sponsor

.....
Signature or Right Thumb Impression of Sponsor

Date...../...../.....

ICA may share data with other Government agencies or Statutory Boards (e.g. the People's Association) to facilitate the integration of new Permanent Residents and Singapore Citizens, or otherwise where it is in the public interest to do so.

FOR OFFICIAL USE

D E C I S I O N

Approved
*Application is

Not Approved

Date

.....
Registrar of Citizens

* Delete whichever is inapplicable

OATH OF RENUNCIATION, ALLEGIANCE AND LOYALTY

I,, do solemnly swear (or affirm) that I will not exercise the rights, powers and privileges to which I may be entitled by reason of any foreign nationality or citizenship, and that I absolutely and entirely renounce all loyalty to any foreign Sovereign or State or Country and I, do further solemnly swear (or affirm) that I will be faithful and bear true allegiance to the Republic of Singapore, and that I will observe the laws and be a true, loyal and faithful citizen of Singapore.

.....
(Space for the applicant to sign in or make his mark in when he actually appears before the person authorized to administer oaths).

Made and subscribed before me,

Date

.....
Justice of the Peace / Commissioner for Oaths

FORM 4A

APPLICATION FOR PERMANENT RESIDENCE IN SINGAPORE FOR PROFESSIONALS, TECHNICAL PERSONNEL AND SKILLED WORKERS

This application is an application for an Entry Permit under Regulation 4 of the Immigration Regulations

This form may take you 20 minutes to fill in

Affix a recent
passport-sized
colour photograph
of Applicant
here

PART A – APPLICANT’S PARTICULARS (To be completed by Applicant)				FOR OFFICIAL USE	
FIN No (if any) : _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _				EP Category _ _ _ _ ENT/ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ / _ _ _ _	
Identification Type and No. (for Malaysians only) New ID No. : _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ - _ _ _ - _ _ _ _ _ _ _ _		Gender <input type="checkbox"/> Male <input type="checkbox"/> Female			
Old ID No. : _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _		Chinese Characters (if applicable)			
Name as in Travel Document. Please use BLOCK LETTERS (Underline Surname)					
Alias (if any)		Religion (Denomination)			
Nationality	Race				
Province / State & Place of Birth		Date of Birth _ _ _ / _ _ _ / _ _ _ _ _ _ _ _ Day Month Year			
Address in Country of Nationality					
Marital Status	1. Occupation	Salary per Month a) Basic : S\$ _____ b) Gross : S\$ _____			
2. Highest Academic Qualifications Attained (if different from item 3) <input type="checkbox"/> Part-time study <input type="checkbox"/> Full-time study Name of School / College / University (State Country)		3. 1 st Degree, Type and Class (e.g., B.A.(Hons) 2 nd Upper / Diploma) <input type="checkbox"/> Part-time study <input type="checkbox"/> Full-time study Name of School / College / University (State Country)			
No. Of Children Singapore Citizen _ _ _ Singapore Permanent Resident _ _ _ Others _ _ _				1. _ _ _ _ _ _ _ _ 2. _ _ _ 3. _ _ _ PASS TYPE : _____	
Type & Serial No. of Travel Document Held		Date and Place of Issue		Date of Expiry _ _ _ / _ _ _ / _ _ _ _ _ _ _ _ Day Month Year	
Present Residential Address in Singapore Postal Code: _____				Telephone No: _____ Hand Phone No : _____	

I acknowledge receipt of original documents presented for sighting

Signature: _____

Date: _____

Signature of Applicant: _____

EDUCATIONAL AND PROFESSIONAL QUALIFICATIONS ATTAINED AND/OR VOCATIONAL/INDUSTRIAL TRAINING COMPLETED

Duration of Course (DD/MM/YYYY)		Academic and Professional qualifications as Detailed in Certificates and/or Vocational/Industrial Training Received	Name and Address of Institutions, Vocational Training Centres/Factories (State the Country)	Nature of Course/Training (To specify Full-time or Part-time) e.g. Information Technology (Full-time)
From	To			

LIST DETAILS OF ACHIEVEMENTS AND INNOVATIONS WHICH YOU HAVE MADE IN YOUR PROFESSION/OCCUPATION

--

PREVIOUS EMPLOYMENT (In chronological order)

Period of Employment		Name and Address of Organisation(s) / Firm(s) / Company (State the Country)	Position held and Responsibilities	Salary per month (S\$)
From	To			

Signature of Applicant: _____

MEMBERSHIP OF PROFESSIONAL SOCIETIES, ASSOCIATIONS, CLUBS AND OTHER ORGANISATIONS

Name of Society and / or Organisations	Positions Held

LIST COUNTRIES AND ADDRESSES IN WHICH YOU HAVE RESIDED DURING THE PAST 5 YEARS (TILL PRESENT DATE)

Period of Stay		Address	Province / State & Country
From	To		

FAMILY BACKGROUND

Full Name in BLOCK LETTERS	Gender	Date of Birth (DD/MM/YYYY)	Place of Birth	Nationality	Present Whereabouts	Occupation
Father						
Mother						
Brothers And Sisters						

Signature of Applicant: _____

PART C – PARTICULARS OF APPLICANT’S CHILDREN BY THE PRESENT MARRIAGE

Name in Travel Document in BLOCK LETTERS and FIN / ID Card No.	Gender	Date of Birth (DD/MM/YYYY)	Race	Nationality	State & Place of Birth	Travel Document		*Applying for PR with you? (Yes/No)
						Type	Number	

FOR OFFICIAL USE

PART D – PARTICULARS OF APPLICANT’S ALL OTHER MARRIAGES(including customary marriages) AND CHILDREN

(if not applicable please enter "N.A.")

(1) Particulars of Other Marriages:

Name of Spouse	Place of Birth	Date of Birth (DD/MM/YYYY)	Date of Marriage (DD/MM/YYYY)	Present Whereabouts	*Date of Divorce/Decease (DD/MM/YYYY)

(2) Particulars of All Children (by all other marriages/illegitimate children/adopted children) :

Name of Children	State/ Place of Birth	Date of Birth (DD/MM/YYYY)	Nationality	*Name of Father/Mother	Present Whereabouts	Travel Document		Applying for PR with you? (Yes/No)
						Type	Number	

* Delete where applicable

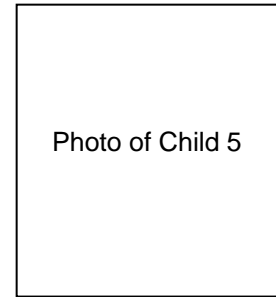
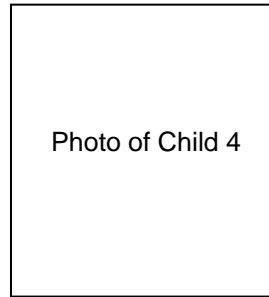
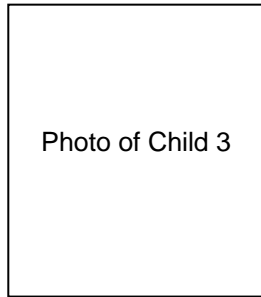
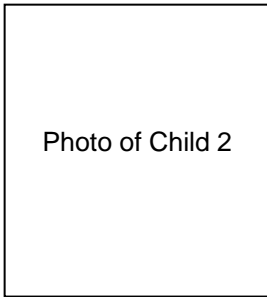
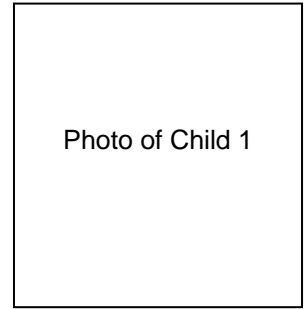
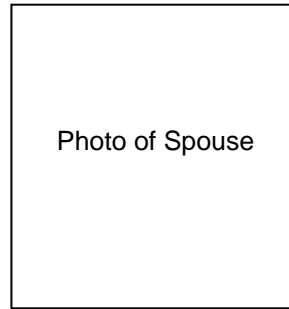
Signature of Applicant: _____

PART E – SPOUSE AND CHILDREN APPLYING FOR PERMANENT RESIDENCE

Name of spouse and children to be included in this application:

Spouse: _____

- (1) _____ Birth Cert. No : _____
- (2) _____ Birth Cert. No : _____
- (3) _____ Birth Cert. No : _____
- (4) _____ Birth Cert. No : _____
- (5) _____ Birth Cert. No : _____
- (6) _____ Birth Cert. No : _____



PART F – DECLARATION OF APPLICANT AND FAMILY MEMBERS INCLUDED IN PART E

WARNING: IT IS AN OFFENCE UNDER THE IMMIGRATION ACT TO MAKE ANY FALSE STATEMENT, REPRESENTATION OR DECLARATION IN CONNECTION WITH THIS APPLICATION

Have you or has any one of the persons included in Part E of this application ever:

- (a) Been prohibited from entering Singapore or any other country? Yes No
- (b) Been asked/required to leave Singapore or any other country? Yes No
- (c) Been refused entry into or deported from Singapore or any other country? Yes No
- (d) Been convicted of or currently charged with a crime or offence in
 - i) Singapore? Yes No
 - ii) Any other Country? Yes No

If your answer is "Yes" to any of the above, please provide details here. If you need more space, attach a sheet of paper and write your name on it:

Have you or has any one of the persons included in Part E ever entered Singapore using other Passports and different Particulars? Yes No

If 'Yes', please state: Name and Date of Birth : _____

Type and Passport No : _____ Date of Issue : _____

Please provide detailed particulars of all passports used.

I hereby make application for the grant of an Entry Permit under Regulation 4 of the Immigration Regulations for :

- (a) myself
 - (b) my spouse * (as indicated in Part B of the application form); and
 - (c) my children* (as indicated in Parts C and/or D* of the application form);
- * delete where inapplicable

I/ We declare that the particulars stated in this application and the documents submitted with it are all true and correct to the best of my knowledge and belief, and that I/We have not wilfully suppressed any material fact.

I/ We hereby give my consent to the use of the same set of thumbprints and photograph, submitted in respect of my application for immigration facilities, for the purpose of Identify Card registration, if applicable.

I/ We also hereby give my consent for your department to obtain and verify the information provided by me in respect of this application, from or with any source, as you deem appropriate for the purpose of assessment of my/our application for immigration facilities.

I/We understand that male children who are granted PR status under their parents' sponsorship are liable for National Service (NS) under the Enlistment Act. All NS-liable males aged 13 years old and above, are required to obtain an Exit Permit when travelling overseas for 3 months or more. Renouncing or losing one's PR status without serving or completing full-time NS would have an adverse impact on any immediate or future applications to work or study in Singapore, or for Singapore citizenship or PR status.

_____ Date

_____ Signature or right thumb print
Impression of applicant

_____ Signature or right thumb print impression of
Applicant's Spouse (if applying for PR with the Applicant)

**AUTHORISATION TO OBTAIN AND VERIFY FINANCIAL INFORMATION
PROVIDED FOR APPLICATION OF PERMANENT RESIDENCE IN SINGAPORE**

Please complete this form to give your consent for the Immigration & Checkpoints Authority to obtain and verify financial information, including any information relating to the income or items of income, provided in respect of this application for the grant of an Entry Permit under Regulation 4 of the Immigration Regulations with the Inland Revenue Authority of Singapore.

I consent and authorise the Immigration & Checkpoints Authority to obtain information and verify the financial information provided by me in respect of this application from or with the Inland Revenue Authority of Singapore and for them to disclose the information for the purpose of assessment of this application for the grant of an Entry Permit.

Name

FIN/NRIC No.*

Signature of Applicant

Date

* Delete where appropriate

資料4 国籍及び永住権取得申請時の必要書類

1. 国籍取得申請時の必要書類

日本 ¹	シンガポール ²
<ol style="list-style-type: none"> 1 写真付帰化許可申請書 2 親族の概要を記載した書類 3 帰化の動機書 4 履歴書 5 生計の概要を記載した書類 6 事業の概要を記載した書類 7 住民票の写し 8 国籍を証明する書類 9 親族関係を証明する書類 10 納税を証明する書類 11 収入を証明する書類 12 在留歴を証する書類 <p>・申請者の国籍や身分関係、職業などによって必要な書類が異なるため、申請に当たっては、法務局・地方法務局に相談するよう指示している。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 写真付国籍取得申請書 2 身分証明書及び出生証明書 3 結婚、離婚又は別居の証明書 4 パスポート及び入国許可書等の旅行に関する書類 5 学歴及び技能の証明書 6 月収、雇用開始日及び職種を記載した雇用証明 7 直近6か月の給与明細 8 国税庁及び中央年金基金庁への資産情報照会を可能にする委任状 9 起業家等の場合、会計・企業統制庁の最新の登録情報及び最新のバランスシート又は銀行の口座情報 10 元配偶者の死亡証明及び親権の証明書（該当がある場合） 11 姓名変更にかかる宣言書又は宗教法人による証明書（該当がある場合） 12 子のパスポート、出生証明又は旅行に関する書類 13 子の入国許可及び身分証明書（該当がある場合） 14 海外における国籍証明書及び身分証明書（該当がある場合） 15 兵役従事証明書（該当がある場合） <p>・配偶者がある場合には、配偶者が国籍取得の申請をしない場合でも配偶者に関する同様の書類が必要となる。</p> <p>・当局の判断により、追加で必要な書類の提出を指示することができる。</p>

¹ 法務省ウェブサイト

² 移民管理局ウェブサイト

2. 永住権取得申請時の必要書類

日本 ³	シンガポール ⁴
1 写真付永住許可申請書	1 写真付国籍取得申請書
2 理由書	2 勤務先情報（所定の様式に記載）
3 身分証明書（在留資格が家族滞在に該当する場合、下記のいずれか） 戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書、認知届の記載事項証明書又はこれに準ずるもの	3 有効な旅行に関する書類及びパスポートの指定されたページのコピー
4 世帯全員の住民票	4 身分証明書（該当がある場合）
5 申請者又は申請者を扶養する者の在職証明書、確定申告書控えの写し、営業許可書の写し若しくは職業に係る説明書（書式自由）及びその立証資料	5 ビザ
6 過去3年分の申請者又は申請者を扶養する者の住民税の課税（若しくは非課税）証明書及び納税証明書（年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）、預貯金通帳の写し	6 学歴、資格技能及び職業訓練の証明書
7 申請者又は申請者を扶養する者の預貯金通帳の写し、不動産の登記事項証明書若しくはこれに準ずるもの	7 結婚証明書（既婚の場合）
8 身元保証人による押印済みの身元証明書	8 出生証明及び家族証明
9 身元保証人の職業を証明する資料、過去1年分の所得証明書又は住民票	9 前勤務先の会社情報、雇用期間及び最終の給与額
10 日本国への貢献にかかる資料（該当がある場合）	10 直近6か月の給与明細
【以下、提示のみ】	11 過去3年分の所得税決定通知書（国税庁への資産情報照会を可能にする委任状にて代替可能）
11 パスポート	12 起業家等の場合、有効な会社登録情報
12 在留カード又は外国人登録証明書	13 配偶者の学歴証明書、出生証明書及び身分証明書証明書（該当がある場合）
13 代理人の身分を証する文書等（代理人申請による場合）	14 両親名及び子の名を確認できる子の出生証明又は養子縁組の書類（該当がある場合）
・当局の判断により、追加で必要な書類の提出を指示することができる。	15 元配偶者の死亡証明又は離婚証明及び親権の証明書（該当がある場合）
	・当局の判断により、追加で必要な書類の提出を指示することができる。

³ 法務省ウェブサイトから、申請者が就労関係の在留資格及び家族滞在の在留資格である場合を参照

⁴ 移民管理局ウェブサイト